

第九十八條 この法律に定めるものの外、兩院協議會に關する規定は、兩議院の議決によりこれを定める。

第十一章 兩院法規委員會

第九十九條 兩院法規委員會は、兩議院及び内閣に對し、新立法の提案並びに現行の法律及び政令に關して勸告し、且つ、國會關係法規を調査研究して、兩議院に對し、その改正につき勸告する。

第一百條 兩院法規委員會は、衆議院から選舉された十人の委員及び參議院から選舉された五人の委員でこれを組織し、その委員長は、委員會でこれを互選する。

委員の任期は、議員としての任期による。

第一百一條 兩院法規委員會は、兩議院において特に議決のない限り閉會中は、これを開くことができない。

第一百二條 兩院法規委員會に關するその他の規定は、兩議院の議決によりこれを定める。

第十二章 議院と國民及び官廳との關係

第一百三條 各議院は、審査又は調査のため、議員を派遣することができる。

第一百四條 各議院から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に對し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに應じなければならぬ。

第一百五條 内閣及び各省は、その刊行物を國會圖書館に送付しなければならぬ。

圖書館運營委員會において必要と認められたものについては、内閣及び各省をしてこれを各議員に配付させることができる。

第一百六條 各議院は、議案その他の審査又は國政に關する調査のため、證人の出頭を求めたときは、別に定めるところにより旅費及び日當を支給する。

第十三章 辭職、退職、補缺及び資格争訟

第一百七條 各議院は、その議員の辭職を許可することができる。但し、閉會中は、議長においてこれを許可することができる。

第一百八條 各議院の議員が、他の議院の議員となり、又は法律により議員たることのできない職務に任ぜられたときは、退職者となる。

第一百九條 各議院の議員が、法律に定めた被選の資格を失つたときは、退職者となる。

第一百十條 各議院の議員に缺員が生じたときは、その院の議長は、内務大臣に通知しなければならぬ。

第一百十一條 各議院において、その議員の資格につき争訟があるときは、委員會の審査を経た後これを議決する。

前項の争訟は、その院の議員から文書でこれを議長に提起しなければならぬ。

第一百十二條 資格争訟を提起された議員は、二人以内の辯護人を依頼することができる。

前項の辯護人の中一人の費用は、國費でこれを支辨する。

第十三條 議員は、その資格のないことが證明されるまで、議院において議員としての地位及び権能を失わない。但し、自己の資格争訟に關する會議において辯明はできるが、その表決に加わることができない。

第十四章 紀律及び警察

第十四條 國會の會期中各議院の紀律を保持するため、内部警察の権は、この法律及び各議院の定める規則に従い、議長が、これを行う。

參議院の緊急集會中は、前項の規定を準用する。

第十五條 各議院において、必要とする警察官吏は、議長の要求により内閣がこれを派出し、議長の指揮を受ける。

第十六條 會議中議員がこの法律又は議事規則に違ひその他議場の秩序をみだし又は議院の品位を傷けるときは、議長は、これを警戒し、又は制止し、又は發言を取り消させる。命に従わないときは、議長は、當日の會議を終るまで發言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

第十七條 議長は、議場を整理し難いときは、休憩を宣告し、又は散會することができる。

第十八條 傍聽人が議場の妨害をするときは、議長は、これを退場させ、必要な場合は、これを警察官廳に引渡すことができる。

傍聽席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聽人を退場させることができる。

第十九條 各議院において、無禮の言を用い、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

第二十條 議院の會議又は委員會において、侮辱を被つた議員は、これを議院に訴えて處分を求めることができる。

第十五章 懲罰

第二十一條 各議院において懲罰事犯があるときは、議長は、先ずこれを懲罰委員會に付し審査させ、議院の議を経てこれを宣告する。

委員會において懲罰事犯があるときは、委員長は、これを議長に報告し處分を求めなければならぬ。

議員は、二十人以上の賛成で懲罰の動議を提出することができる。この動議は、事犯があつた日から三個月以内にこれを提出しなければならない。

第二十二條 懲罰は、左の通りとする。

- 一 公開議場における戒告
- 二 公開議場における陳謝
- 三 一定期間の登院停止
- 四 除名

第二百二十三條 兩議院は、除名された議員で、當選した者を拒むことができない。
第二百二十四條 議員が正當な理由がなくて召集日から七日以内に召集に應じないため、又は正當な理由がなくて會議又は委員會に缺席したため、若しくは請暇の期限を過ぎたため、議長が、特に招状を發し、その招状を受け取つた日から七日以内に、なお、故なく出席しない者は、議長が、これを懲罰委員會に付する。

第十六章 彈劾裁判所

第二百五條 裁判官の彈劾は、各議院においてその議員の中から選舉された同数の裁判員で組織する彈劾裁判所がこれを行う。

彈劾裁判所の裁判長は、裁判員がこれを互選する。

第二百二十六條 裁判官の罷免の訴追は、衆議院においてその議員の中から選舉された訴追委員で組織する訴追委員會がこれを行う。

訴追委員會の委員長は、その委員がこれを互選する。

第二百二十七條 彈劾裁判所の裁判員は、同時に訴追委員となることができない。

第二百二十八條 各議院において裁判員を選舉する際及び衆議院において訴追委員を選舉する際、その予備員を選舉する。

第二百二十九條 この法律に定めるものの外、彈劾裁判所及び訴追委員會に關する事項は、別に法律でこれを定める。

第十七章 國會圖書館及び議員會館

第三十條 議員の調査研究に資するため、國會に國會圖書館を置く。

國會圖書館は、一般にこれを利用させることができる。

第三十一條 議員の法制に關する立案に資するため、各議院に法制部を置く。

第三十二條 議員の職務遂行の便に供するため、議員會館を設け事務室を提供し、及び各議員に一人の事務補助員を付する。

附 則

この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

議院法は、これを廢止する。

この法律施行の際現に在職する衆議院の議長及び副議長は、この法律により衆議院の議長及び副議長が選舉されるまで、その地位にあるものとする。

この法律施行の際現に在職する衆議院及び貴族院の書記官長は、この法律により衆議院及び參議院の事務總長が選舉されるまで、夫々事務總長としての地位にあるものとする。

參議院成立當初における參議院の會議その他の手續及び内部の規律に關しては、參議院に於いて規則を定めるまでは、衆議院規則の例による。

衆議院議員選舉法

大正十四年五月五日
法律第四十七號

改正 大正十五年六月法律第八十二號、昭和九年六月法律第四十九號、
正一 昭和二十年四月法律第三十四號、同年十二月法律第四十二號

第一章 選舉ニ關スル區域

第一條 衆議院議員ハ各選舉區ニ於テ之ヲ選舉ス

選舉區及各選舉區ニ於テ選舉スヘキ議員ノ數ハ別表ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 投票區ハ市町村ノ區域ニ依ル

地方長官必要アリト認ムルトキハ市區町村ノ區域ヲ分チテ數投票區ヲ設クルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ投票區ヲ設ケタルトキハ地方長官ハ直ニ之ヲ告示スヘシ

第二項ノ規定ニ依リ設クル投票區ノ投票ニ關シ本法ノ規定ヲ適用シ難キ事項ニ付テハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第三條 開票區ハ市町村ノ區域ニ依ル

地方長官特別ノ事情アリト認ムルトキハ市ノ區域ヲ分チテ數開票區ヲ設ケ又ハ數町村ノ區域ヲ合セテ一開票區ヲ設クルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ開票區ヲ設ケタルトキハ地方長官ハ直ニ之ヲ告示スヘシ

第二項ノ規定ニ依リ設クル開票區ノ開票ニ關シ本法ノ規定ヲ適用シ難キ事項ニ付テハ勅令ヲ

以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第四條 行政區畫ノ變更ニ因リ選舉區ニ異動ヲ生スルモ現任議員ハ其ノ職ヲ失フコトナシ

第二章 選舉權及被選舉權

第五條 帝國臣民ニシテ年齢二十年以上ノ者ハ選舉權ヲ有ス

帝國臣民ニシテ年齢二十五年以上ノ者ハ被選舉權ヲ有ス

第六條 左ニ掲クル者ハ選舉權及被選舉權ヲ有セス

一 禁治產者及準禁治產者

二 破產者ニシテ復權ヲ得サル者

三 貧困ニ因リ生活ノ爲公私ノ救助ヲ受ケ又ハ扶助ヲ受クル者

四 一定ノ住居ヲ有セサル者

五 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

六 刑法第二編第一章、第三章、第九章、第十六章乃至第二十一章、第二十五章又ハ第三十

六章乃至第三十九章ニ掲クル罪ヲ犯シ六年未滿ノ懲役ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル後其ノ刑期ノ二倍ニ相當スル期間ヲ經過スルニ至ル迄ノ者但シ其ノ期間五年ヨリ短キトキハ五年トス

七 六年未滿ノ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ前號ニ掲クル罪以外ノ罪ヲ犯シ六年未滿ノ懲役ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

第七條 華族ノ戸主ハ選舉權及被選舉權ヲ有セス

第八條 選舉事務ニ關係アル官吏及吏員ハ其ノ關係區域内ニ於テ被選舉權ヲ有セス

第九條 在職ノ宮内官、判事、朝鮮總督府判事、臺灣總督府法院判官、關東法院判官、南洋廳判事、檢事、朝鮮總督府檢事、臺灣總督府法院檢察官、關東法院檢察官、南洋廳檢事、陸軍法務官、海軍法務官、行政裁判所長官、行政裁判所評定官、會計検査官、收税官吏及警察官吏ハ被選舉權ヲ有セス

第十條 官吏及待遇官吏ハ左ニ掲クル者ヲ除クノ外在職中議員ト相兼ヌルコトヲ得

一 國務大臣

二 内閣書記官長

三 法制局長官

四 各省政務次官

五 各省參與官

六 内閣總理大臣秘書官

七 各省秘書官

第十一條 東京都議會議員、北海道議會議員及府縣會議員ハ衆議院議員ト相兼ヌルコトヲ得ス

第三章 選舉人名簿

第十二條 市町村長ハ毎年九月十五日ノ現在ニ依リ其ノ日迄引續キ六月以上其ノ市町村内ニ住

居ヲ有スル者ノ選舉資格ヲ調査シ十月三十一日迄ニ選舉人名簿ヲ調製スヘシ

選舉人ノ年齢ハ選舉人名簿確定ノ期日ニ依リ之ヲ算定ス

第一項ノ住居ニ關スル要件ヲ具備セサル選舉人ハ選舉人名簿ニ登録セラルルコトヲ得ス

選舉人名簿ニハ選舉人ノ氏名、住居及生年月日等ヲ記載スヘシ

第一項ノ住居ニ關スル期間ハ行政區畫變更ノ爲中斷セラルルコトナシ

第十三條 市町村長ハ十一月五日ヨリ十五日間市役所、町村役場又ハ其ノ指定シタル場所ニ於

テ選舉人名簿ヲ縦覽ニ供スヘシ

市町村長ハ縦覽開始ノ日ヨリ少クトモ三日前ニ縦覽ノ場所ヲ告示スヘシ

第十四條 選舉人名簿ニ脱漏又ハ譌載アリト認ムルトキハ選舉人ハ理由書及證據ヲ具ヘ其ノ修

正ヲ市町村長ニ申立ツルコトヲ得

縦覽期限ヲ經過シタルトキハ前條ノ申立ヲ爲スコトヲ得ス

第十五條 市町村長ニ於テ前條ノ申立ヲ受ケタルトキハ其ノ理由及證據ヲ審査シ申立ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ヲ決定スヘシ其ノ申立ヲ正當ナリト決定シタルトキハ直ニ選舉人名簿ヲ修正シ其ノ旨ヲ申立人及關係人ニ通知シ併セテ之ヲ告示スヘシ其ノ申立ヲ正當ナラスト決定シタルトキハ其ノ旨ヲ申立人ニ通知スヘシ

第十六條 前條市町村長ノ決定ニ不服アル申立人又ハ關係人ハ市町村長ヲ被告トシ決定ノ通知

ヲ受ケタル日ヨリ七日以内ニ地方裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項裁判所ノ判決ニ對シテハ控訴スルコトヲ得ス但シ大審院ニ上告スルコトヲ得

第十七條 選舉人名簿ハ十二月二十日ヲ以テ確定ス

選舉人名簿ハ次年ノ十二月十九日迄之ヲ据置クヘシ但シ確定判決ニ依リ修正スヘキモノハ市長村長ニ於テ直ニ之ヲ修正シ其ノ旨ヲ告示スヘシ

天災事變其ノ他ノ事故ニ因リ必要アルトキハ更ニ選舉人名簿ヲ調製スヘシ

前項選舉人名簿ノ調製及其ノ期日、縦覽確定ニ關スル期日、期間等ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第四章 選舉投票及投票所

第十八條 總選舉ハ議員ノ任期終リタル日ノ翌日之ヲ行フヲ例トス但シ特別ノ事情アル場合ニ

於テハ議員ノ任期終リタル日ヨリ五日以内ニ之ヲ行フコトヲ妨ケス

議會開會中又ハ議會閉會ノ日ヨリ二十五日以内ニ議員ノ任期終ル場合ニ於テハ總選舉ハ議會閉會ノ日ヨリ二十六日以後三十日以内ニ之ヲ行フ

衆議院解散ヲ命セラレタル場合ニ於テハ總選舉ハ解散ノ日ヨリ三十日以内ニ之ヲ行フ

總選舉ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定メ少クトモ二十五日前ニ之ヲ公布ス

第十九條 選舉ハ投票ニ依リ之ヲ行フ

投票ハ一人一票ニ限ル

第二十條 市町村長ハ投票管理者ト爲リ投票ニ關スル事務ヲ擔任ス

第二十一條 投票所ハ市役所、町村役場又ハ投票管理者ノ指定シタル場所ニ之ヲ設ク

第二十二條 投票管理者ハ選舉ノ期日ヨリ少クトモ五日前ニ投票所ヲ告示スヘシ

第二十三條 投票所ハ午前七時ニ開キ午後六時ニ閉ツ

第二十四條 議員候補者ハ各投票區ニ於ケル選舉人名簿ニ記載セラレタル者ノ中ヨリ本人ノ承諾ヲ得テ投票立會人タルヘキ者一人ヲ定メ選舉ノ期日前二日迄ニ投票管理者ニ届出ツルコト

ヲ得

前項ノ規定ニ依リ届出アリタル者（議員候補者死亡シ又ハ議員候補者タルコトヲ辭シタルト

キハ其ノ届出ニ係ル者ヲ除ク以下之ニ同シ）十人ヲ超エザルトキハ直ニ其ノ者ヲ以テ投票立

會人トシ十人ヲ超ユルトキハ届出アリタル者ニ於テ投票立會人十人ヲ互選スヘシ

前項ノ規定ニ依ル互選ハ投票ニ依リ之ヲ行ヒ得票最多數ノ者ヲ以テ投票立會人トス得票數同

シトキハ投票管理者抽籤シテ之ヲ定ム

第二項ノ規定ニ依ル互選ハ選舉ノ期日ノ前日之ヲ行フ

第二項ノ規定ニ依ル互選ヲ行フヘキ場所及日時ハ投票管理者ニ於テ豫メ之ヲ告示スヘシ

議員候補者死亡シ又ハ議員候補者タルコトヲ辭シタルトキハ其ノ届出ニ係ル投票立會人ハ其

ノ職ヲ失フ

第二項ノ規定ニ依ル投票立會人三人ニ達セサルトキ若ハ三人ニ達セサルニ至ラサルトキ又ハ

投票立會人ニシテ參會スル者投票所ヲ開クヘキ時刻ニ至リ三人ニ達セサルトキ若ハ其ノ後三

人ニ達セサルニ至リタルトキハ投票管理者ハ其ノ投票區ニ於ケル選舉人名簿ニ記載セラレタ

ル者ノ中ヨリ三人ニ達スル迄ノ投票立會人ヲ選任シ直ニ之ヲ本人ニ通知シ投票ニ立會ハシム

ヘシ

投票立會人ハ正當ノ事故ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第二十五條 選舉人ハ選舉ノ當日自ラ投票所ニ到リ選舉人名簿ノ對照ヲ經テ投票ヲ爲スヘシ投票管理者ハ投票ヲ爲サムトスル選舉人ノ本人ナリヤ否ヤヲ確認スルコト能ハサルトキハ其ノ本人ナル旨ヲ宣言セシムヘシ其ノ宣言ヲ爲ササル者ハ投票ヲ爲スコトヲ得ス

第二十六條 投票用紙ハ選舉ノ當日投票所ニ於テ之ヲ選舉人ニ交付スヘシ

第二十七條 選舉人ハ投票所ニ於テ左ノ區分ニ從ヒ投票用紙ニ自ラ議員候補者一人又ハ數人ノ氏名ヲ記載シテ投函スヘシ

- 一 選舉スヘキ議員ノ數三人以下ノ選舉區ニ於テハ一人
- 二 選舉スヘキ議員ノ數四人以上十人以下ノ選舉區ニ於テハ二人以内
- 三 選舉スヘキ議員ノ數十一人以上ノ選舉區ニ於テハ三人以内

投票用紙ニハ選舉人ノ氏名ヲ記載スルコトヲ得ス

第二十八條 投票ニ關スル記載ニ付テハ勅令ヲ以テ定ムル點字ハ之ヲ文字ト看做ス

第二十九條 選舉人名簿ニ登録セラレサル者ハ投票ヲ爲スコトヲ得ス但シ選舉人名簿ニ登録セラレヘキ確定判決書ヲ所持シ選舉ノ當日投票所ニ到ル者アルトキハ投票管理者ハ之ヲシテ投票ヲ爲サシムヘシ

第三十條 選舉人名簿ニ登録セラレタル者選舉人名簿ニ登録セラルルコトヲ得サル者ナルトキハ投票ヲ爲スコトヲ得ス選舉ノ當日選舉權ヲ有セサル者ナルトキ亦同シ自ラ議員候補者ノ氏名ヲ書スルコト能ハサル者ハ投票ヲ爲スコトヲ得ス

第三十一條 投票ノ拒否ハ投票立會人ノ意見ヲ聽キ投票管理者之ヲ決定スヘシ

前項ノ決定ヲ受ケタル選舉人不服アルトキハ投票管理者ハ假ニ投票ヲ爲サシムヘシ

前項ノ投票ハ選舉人ヲシテ之ヲ封筒ニ入レ封緘シ表面ニ自ラ其ノ氏名ヲ記載シ投函セシムヘシ

投票立會人ニ於テ異議アル選舉人ニ對シテモ亦前二項ニ同シ

第三十二條 投票所ヲ閉ツヘキ時刻ニ至リタルトキハ投票管理者ハ其ノ旨ヲ告ケテ投票所ノ入口ヲ鎖シ投票所ニ在ル選舉人ノ投票終了スルヲ待チテ投票函ヲ閉鎖スヘシ

投票函閉鎖後ハ投票ヲ爲スコトヲ得ス

第三十三條 選舉人ニシテ勅令ノ定ムル事由ニ因リ選舉ノ當日自ラ投票所ニ到リ投票ヲ爲シ能ハサルヘキコトヲ證スル者ノ投票ニ關シテハ第二十五條、第二十六條、第二十七條第一項、第二十九條但書及第三十一條ノ規定ニ拘ラス勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第三十四條 投票管理者ハ投票録ヲ作り投票ニ關スル顛末ヲ記載シ投票立會人ト共ニ之ニ署名スヘシ

第三十五條 投票管理者タル者開票管理者タル場合ヲ除クノ外投票管理者ハ一人又ハ數人ノ投票立會人ト共ニ投票ノ當日投票函、投票録及選舉人名簿ヲ開票管理者ニ送致スヘシ

第三十六條 島嶼其ノ他交通不便ノ地ニシテ前條ノ期日ニ投票函ヲ送致スルコト能ハサル情況アリト認ムルトキハ地方長官ハ適宜ニ其ノ投票ノ期日ヲ定メ開票ノ期日迄ニ其ノ投票函、投票録及選舉人名簿ヲ送致セシムルコトヲ得

第三十七條 天災其ノ他避クヘカラサル事故ニ因リ投票ヲ行フコトヲ得サルトキ又ハ更ニ投票ヲ行フノ必要アルトキハ投票管理者ハ選舉長ヲ經テ地方長官ニ其ノ旨ヲ届出ツヘシ此ノ場合ニ於テハ地方長官ハ更ニ期日ヲ定メ投票ヲ行ハシムヘシ但シ其ノ期日ハ少クトモ五日前ニ之ヲ告示セシムヘシ

第三十八條 第七十五條又ハ第七十九條ノ選舉ヲ同時ニ行フ場合ニ於テハ一ノ選舉ヲ以テ合併シテ之ヲ行フ

第三十九條 何人ト雖選舉人ノ投票シタル被選舉人ノ氏名ヲ陳述スルノ義務ナシ

第四十條 投票管理者ハ投票所ノ秩序ヲ保持シ必要ナル場合ニ於テハ警察官吏ノ處分ヲ請求スルコトヲ得

第四十一條 選舉人、投票所ノ事務ニ從事スル者、投票所ヲ監視スル職權ヲ有スル者及警察官吏ニ非サレハ投票所ニ入ルコトヲ得ス

第四十二條 投票所ニ於テ演説討論ヲ爲シ若ハ喧騒ニ涉リ又ハ投票ニ關シ協議若ハ勸誘ヲ爲シ其ノ他投票所ノ秩序ヲ紊ル者アルトキハ投票管理者ハ之ヲ制止シ命ニ從ハサルトキハ投票所外ニ退出セシムヘシ

第四十三條 前條ノ規定ニ依リ投票所外ニ退出セシメラレタル者ハ最後ニ至リ投票ヲ爲スコトヲ得但シ投票管理者ハ投票所ノ秩序ヲ紊ルノ虞ナシト認ムル場合ニ於テ投票ヲ爲サシムルコトヲ妨ケス

第五章 開票及開票所

第四十四條 市町村長ハ開票管理者ト爲リ開票ニ關スル事務ヲ擔任ス

第四十五條 開票所ハ市役所、町村役場又ハ開票管理者ノ指定シタル場所ニ之ヲ設ク

第四十六條 開票管理者ハ豫メ開票ノ場所及日時ヲ告示スヘシ

第四十七條 第二十四條ノ規定ハ開票立會人ニ之ヲ準用ス

第四十八條 開票ハ投票ノ當日又ハ其ノ翌日（一開票區ニ數投票區アルトキハ總テノ投票函ノ送致ヲ受ケタル日又ハ其ノ翌日）之ヲ行フ

第四十九條 開票管理者ハ開票立會人立會ノ上投票函ヲ開キ先ツ第三十一條第二項及第四項ノ投票ヲ調査シ開票立會人ノ意見ヲ聽キ其ノ受理如何ヲ決定スヘシ

開票管理者ハ開票立會人ト共ニ市町村其ノ他地方長官ノ定ムル區域毎ニ投票ヲ點檢スベシ投票ノ點檢終リタルトキハ開票管理者ハ直ニ其ノ結果ヲ選舉長ニ報告スヘシ

第五十條 選舉人ハ其ノ開票所ニ就キ開票ノ參觀ヲ求ムルコトヲ得

第五十一條 投票ノ效力ハ開票立會人ノ意見ヲ聽キ開票管理者之ヲ決定スヘシ

第五十二條 第二十七條第一項第一號ノ規定ノ適用アル選舉區ニ於ケル投票ニシテ左ニ掲クルモノハ之ヲ無効トス

一 成規ノ用紙ヲ用ヒサルモノ

二 議員候補者ニ非サル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

- 三 一投票中二人以上ノ議員候補者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
 - 四 被選舉權ナキ議員候補者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
 - 五 議員候補者ノ氏名ノ外他事ヲ記載シタルモノ但シ官位、職業、身分、住居又ハ敬稱ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限ニ在ラス
 - 六 議員候補者ノ氏名ヲ自書セサルモノ
 - 七 議員候補者ノ何人ヲ記載シタルカヲ確認シ難キモノ
 - 八 衆議院議員ノ職ニ在ル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
- 前項第八號ノ規定ハ第七十五條又ハ第七十九條ノ規定ニ依ル選舉ノ場合ニ限り之ヲ適用ス
- 第五十二條ノ二** 第二十七條第一項第二號又ハ第三號ノ規定ノ適用アル選舉區ニ於ケル投票
(以下連記投票ト稱ス)ニシテ左ニ掲クルモノハ之ヲ無効トス
- 一 成規ノ用紙ヲ用ヒサルモノ
 - 二 議員候補者ニ非サル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
 - 三 議員候補者ノ氏名ノ外他事ヲ記載シタルモノ但シ官位、職業、身分、住居又ハ敬稱ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 連記投票中ノ左ニ掲クル氏名ノ記載ハ之ヲ無効トス
- 一 第二十七條第二號又ハ第三號ノ規定ニ依リ選舉スヘキ議員ノ數ヲ超エ記載シタル末尾ノ氏名
 - 二 被選舉權ナキ議員候補者ノ氏名

- 三 自書セサル議員候補者ノ氏名
 - 四 議員候補者ノ何人ヲ記載シタルカヲ確認シ難キ氏名
 - 五 衆議院議員ノ職ニ在ル者ノ氏名
- 前項第五號ノ規定ハ第七十五條又ハ第七十九條ノ規定ニ依ル選舉ノ場合ニ限り之ヲ適用ス
- 第五十二條ノ三** 投票ニ同一議員候補者ノ氏名ノ二以上ノ記載アルトキハ之ヲ一ノ記載ト看做ス
- 第五十三條** 投票ハ有效無効ヲ區別シ議員ノ任期間開票管理者ニ於テ之ヲ保存スヘシ
- 第五十四條** 開票管理者ハ開票録ヲ作り開票ニ關スル顛末ヲ記載シ開票立會人ト共ニ署名シ投票録ト併セテ議員ノ任期間之ヲ保存スヘシ
- 第五十五條** 選舉ノ一部無効ト爲リ更ニ選舉ヲ行ヒタル場合ノ開票ニ於テハ其ノ投票ノ效力ヲ決定スヘシ
- 第五十六條** 第三十七條ノ規定ハ但書ヲ除キ開票ニ之ヲ準用ス
- 第五十七條** 開票所ノ取締ニ付テハ第四十條乃至第四十二條ノ規定ヲ準用ス

第六章 選舉會

- 第五十八條** 一府縣又ハ一市一選舉區タル場合ニ於テハ其ノ地方長官又ハ市長、其ノ他ノ選舉區ニ於テハ地方長官ノ指定シタル官吏選舉長ト爲リ選舉會ニ關スル事務ヲ擔任ス
- 第五十九條** 選舉會ハ選舉長ノ屬スル都道府縣廳、若ハ市役所又ハ選舉長ノ指定シタル場所ニ

之ヲ開ク

第六十條 選舉長ハ豫メ選舉會ノ場所及日時ヲ告示スヘシ

第六十一條 第二十四條ノ規定ハ選舉立會人ニ之ヲ準用ス

第六十二條 選舉長ハ總テノ開票管理者ヨリ第四十九條第三項ノ報告ヲ受ケタル日又ハ其ノ翌

日選舉會ヲ開キ選舉立會人立會ノ上其ノ報告ヲ調査スヘシ

選舉ノ一部無効ト爲リ更ニ選舉ヲ行ヒタル場合ニ於テ第四十九條第三項ノ報告ヲ受ケタルト

キハ選舉長ハ前項ノ例ニ依リ選舉會ヲ開キ他ノ部分ノ報告ト共ニ更ニ之ヲ調査スヘシ

第六十三條 選舉人ハ其ノ選舉會ノ參觀ヲ求ムルコトヲ得

第六十四條 選舉長ハ選舉錄ヲ作り選舉會ニ關スル顛末ヲ記載シ選舉立會人ト共ニ署名シ第四

十九條第三項ノ報告ニ關スル書類ト併セテ議員ノ任期間之ヲ保存スヘシ但シ地方長官ノ指定

シタル官吏選舉長タル場合ニ於テハ地方長官ニ於テ選舉錄及第四十九條第三項ノ報告ニ關ス

ル書類ヲ保存スヘシ

第六十五條 第三十七條ノ規定ハ但書ヲ除キ選舉會ニ之ヲ準用ス

第六十六條 選舉會場ノ取締ニ付テハ第四十條乃至第四十二條ノ規定ヲ準用ス

第七章 議員候補者及當選人

第六十七條 議員候補者タラムトスル者ハ選舉ノ期日ノ公布又ハ告示アリタル日ヨリ選舉ノ期

日前七日迄ニ其ノ旨ヲ選舉長ニ届出ツヘシ

選舉人名簿ニ記載セラレタル者他人ヲ議員候補者ト爲サムトスルトキハ前項ノ期間内ニ其ノ
推薦ノ届出ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ期間内ニ届出アリタル議員候補者其ノ選舉ニ於ケル議員ノ定數ヲ超ユル場合ニ於テ

其ノ期間ヲ經過シタル後議員候補者死亡シ又ハ議員候補者タルコトヲ辭シタルトキハ前二項

ノ例ニ依リ選舉ノ期日前二日迄議員候補者ノ届出又ハ推薦届出ヲ爲スコトヲ得

議員候補者ハ選舉長ニ届出ヲ爲スニ非サレハ議員候補者タルコトヲ辭スルコトヲ得ス

前四項ノ届出アリタルトキ又ハ議員候補者ノ死亡シタルコトヲ知リタルトキハ選舉長ハ直ニ

其ノ旨ヲ告示スヘシ

第六十八條 議員候補者ノ届出又ハ推薦届出ヲ爲サムトスル者ハ議員候補者一人ニ付二千圓又

ハ之ニ相當スル額面ノ國債證書ヲ供託スルコトヲ要ス

議員候補者ノ得票數其ノ選舉區内ノ議員ノ定數ヲ以テ各議員候補者ノ得票ノ總數ヲ除シテ得

タル數ノ十分ノ一ニ達セサルトキハ前項ノ供託物ハ政府ニ歸屬ス

議員候補者選舉ノ期日前十日以内ニ議員候補者タルコトヲ辭シタルトキハ前項ノ規定ヲ準用

ス但シ被選舉權ヲ有セサルニ至リタル爲議員候補者タルコトヲ辭シタルトキハ此ノ限ニ在ラ

第六十九條 得票最多數ノ者ヲ以テ當選人トス但シ其ノ選舉區内ノ議員ノ定數ヲ以テ各議員候

補者ノ得票ノ總數ヲ除シテ得タル數ノ四分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス

當選人ヲ定ムルニ當リ得票數同シキトキハ年齢多キ者ヲ取り年齢モ亦同シキトキハ選舉會ニ

於テ選舉長抽籤シテ之ヲ定ム

第八十一條又ハ第八十三條ノ規定ニ依ル訴訟ノ結果更ニ選舉ヲ行フコトナクシテ當選人ヲ定メ得ル場合ニ於テハ選舉會ヲ開キ之ヲ定ムヘシ

當選人當選ヲ辭シタルトキ、死亡者ナルトキ又ハ第七十條ノ規定ニ依リ當選ヲ失ヒタルトキハ直ニ選舉會ヲ開キ第一項但書ノ得票者ニシテ當選人ト爲ラサリシ者ノ中ニ就キ當選人ヲ定ムヘシ

當選人第八十四條ノ規定ニ依ル訴訟ノ結果又ハ第三百三十六條ノ規定ニ依リ當選無効ト爲リタルトキハ選舉會ヲ開キ其ノ選舉ノ期日ヨリ一年以内ナル場合ニ於テハ前項ノ例ニ依リ其ノ選舉ノ期日ヨリ一年經過後ナル場合ニ於テハ第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者ニシテ當選人ト爲ラサリシ者ノ中ニ就キ當選人ヲ定ムヘシ

前三項ノ場合ニ於テ第一項但書ノ得票者ニシテ當選人ト爲ラサリシ者選舉ノ期日後ニ於テ被選舉權ヲ有セサルニ至リタルトキハ之ヲ當選人ト定ムルコトヲ得ス

第七十條 當選人選舉ノ期日後ニ於テ被選舉權ヲ有セサルニ至リタルトキハ當選ヲ失フ

第七十一條 第六十七條第一項乃至第三項ノ規定ニ依ル届出アリタル議員候補者其ノ選舉ニ於ケル議員ノ定數ヲ超エサルトキハ其ノ選舉區ニ於テハ投票ヲ行ハス

前項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フコトヲ要セサルトキハ選舉長ハ直ニ其ノ旨ヲ投票管理者ニ通知シ併セテ之ヲ告示シ且地方長官ニ報告スヘシ

投票管理者前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ告示スヘシ

第一項ノ場合ニ於テハ選舉長ハ選舉ノ期日ヨリ五日以内ニ選舉會ヲ開キ議員候補者ヲ以テ當選人ト定ムヘシ

前項ノ場合ニ於テ議員候補者ノ被選舉權ノ有無ハ選舉立會人ノ意見ヲ聽キ選舉長之ヲ決定スヘシ

第七十二條 當選人定リタルトキハ選舉長ハ直ニ當選人ニ當選ノ旨ヲ告知シ同時ニ當選人ノ氏名ヲ告示シ且當選人ノ氏名及得票數、其ノ選舉ニ於ケル各議員候補者ノ得票ノ總數其ノ他選舉ノ顛末ヲ地方長官ニ報告スヘシ

當選人ナキトキ又ハ當選人其ノ選舉ニ於ケル議員ノ定數ニ達セサルトキハ選舉長ハ直ニ其ノ旨ヲ告示シ且之ヲ地方長官ニ報告スヘシ

第七十三條 當選人當選ノ告知ヲ受ケタルトキハ其ノ當選ヲ承諾スルヤ否ヤヲ選舉長ニ届出ツヘシ

一人ニシテ數選舉區ノ當選ヲ承諾スルコトヲ得ス

選舉長第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スヘシ

第七十四條 當選人當選ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ當選承諾ノ届出ヲ爲ササルトキハ其ノ當選ヲ辭シタルモノト看做ス

第七十五條 左ニ掲クル事由ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ更ニ選舉ヲ行フコトナクシテ當選人ヲ定メ得ルトキヲ除クノ外地方長官ハ選舉ノ期日ヲ定メ少クトモ十四日前ニ之ヲ告示シ更ニ選舉ヲ行ハシムヘシ但シ同一人ニ關シ左ニ掲クル其ノ他ノ事由ニ依リ又ハ第七十九條第八項

ノ規定ニ依リ選舉ノ期日ヲ告示シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

- 一 當選人ナキトキ又ハ當選人其ノ選舉ニ於ケル議員ノ定數ニ達セサルトキ
 - 二 當選人當選ヲ辭シタルトキ又ハ死亡者ナルトキ
 - 三 當選人第七十條ノ規定ニ依リ當選ヲ失ヒタルトキ
 - 四 第八十一條又ハ第八十三條ノ規定ニ依ル訴訟ノ結果當選人ナキニ至リ又ハ當選人其ノ選舉ニ於ケル議員ノ定數ニ達セサルニ至リタルトキ
 - 五 當選人第八十四條ノ規定ニ依ル訴訟ノ結果當選無効ト爲リタルトキ
 - 六 當選人第三百三十六條ノ規定ニ依リ當選無効ト爲リタルトキ
- 第八十一條又ハ第八十三條ノ規定ニ依ル訴訟ノ出訴期間ハ前項ノ規定ニ依ル選舉ヲ行フコトヲ得ス其ノ出訴アリタル場合ニ於テ訴訟繫屬中亦同シ
- 第一項ノ選舉ノ期日ハ第八十一條又ハ第八十三條ノ規定ニ依ル訴訟ノ出訴期間滿了ノ日、其ノ出訴アリタル場合ニ於テハ地方長官第八十六條第一項ノ規定ニ依リ訴訟繫屬セサルニ至リタル旨ノ大審院長ノ通知ヲ受ケタル日又ハ第八十六條第二項若ハ第四百十三條ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日ヲ超ユルコトヲ得ス
- 第一項各號ノ一ニ該當スル事由議員ノ任期ノ終ル前六月以内ニ生シタルトキハ第一項ノ選舉ハ之ヲ行ハス

第七十六條 當選人當選ヲ承諾シタルトキハ地方長官ハ直ニ當選證書ヲ付與シ其ノ氏名ヲ告示シ且之ヲ内務大臣ニ報告スヘシ

第七十七條 第九章ノ規定ニ依ル訴訟ノ結果選舉若ハ當選無効ト爲リタルトキ又ハ當選人第三百三十六條ノ規定ニ依リ當選無効ト爲リタルトキハ地方長官ハ直ニ其ノ旨ヲ告示スヘシ

第八章 議員ノ任期及補闕

第七十八條 議員ノ任期ハ四年トシ總選舉ノ期日ヨリ之ヲ起算ス但シ議會開會中ニ任期終ルモ閉會ニ至ル迄在任ス

第七十九條 議員ニ闕員ヲ生スルモノノ闕員ノ數當該選舉區内ノ議員ノ定數ノ四分ノ一(其ノ數二人ニ滿タサルトキハ二人以下ニ同シ)ニ達スルマテハ補闕選舉ハ之ヲ行ハス議員ニ闕員ヲ生シタルトキハ内務大臣ハ議院法第八十四條ノ規定ニ依ル衆議院議長ノ通牒ヲ受ケタル日ヨリ五日以内ニ地方長官ニ對シ其ノ旨ヲ通知スヘシ

地方長官ハ前項ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタルトキハ其ノ闕員ト爲リタル議員カ選舉ノ期日ヨリ一年以内ニ闕員ト爲リタル者ナル場合ニ於テ第六十九條第一項但書ノ得票者ニシテ當選人ト爲ラサリシ者アルトキ又ハ選舉ノ期日ヨリ一年經過後ニ於テ闕員ト爲リタル者ナル場合ニ於テ第六十九條第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者ニシテ當選人ト爲ラサリシ者アルトキハ直ニ議員闕員ト爲リタル旨ヲ選舉長ニ通知スヘシ

選舉長ハ前項ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ第六十九條第四項乃至第六項ノ規定ヲ準用シ當選人ヲ定ムヘシ

地方長官ハ第二項ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタル場合ニ於テ第三項ノ規定ノ適用アルトキ及同

一人ニ關シ第七十五條ノ規定ニ依リ選舉ノ期日ヲ告示シタルトキヲ除クノ外其ノ議員ノ數當該選舉區内ノ議員ノ定數ノ四分ノ一ニ達スルヲ待チ最後ニ第二項ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ補闕選舉ヲ行ハシムヘシ
議員ノ數當該選舉區内ノ議員ノ定數ノ四分ノ一ニ達セサルモ其ノ選舉區ニ於テ第七十五條ノ選舉ノ行ハルル場合ニ於テハ第一項及前項ノ規定ニ拘ラス其ノ選舉ト同時ニ補闕選舉ヲ行フ但シ第七十五條ノ規定ニ依ル選舉ノ期日ノ告示アリタル後地方長官第二項ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス
前項ノ補闕選舉ノ期日ハ第七十五條ノ選舉ノ期日ニ依ル
補闕選舉ノ期日ハ地方長官少クトモ十四日前ニ之ヲ告示スヘシ
第七十五條第二項乃至第四項ノ規定ハ補闕選舉ニ之ヲ準用ス
第八十條 補闕議員ハ其ノ前任者ノ殘任期間在任ス

第九章 訴訟

第八十一條 選舉ノ效力ニ關シ異議アル選舉人又ハ議員候補者ハ選舉長ヲ被告トシ選舉ノ日ヨリ三十日以内ニ大審院ニ出スルコトヲ得
第八十二條 選舉ノ規定ニ違反スルコトナルトキハ選舉ノ結果ニ異動ヲ及ホスノ虞アル場合ニ限り裁判所ハ其ノ選舉ノ全部又ハ一部ノ無効ヲ判決スヘシ
第八十三條ノ規定ニ依ル訴訟ニ於テモ其ノ選舉前項ノ場合ニ該當スルトキハ裁判所ハ其ノ全部又ハ一部ノ無効ヲ判決スヘシ

部又ハ一部ノ無効ヲ判決スヘシ

第八十三條 當選ヲ失ヒタル者當選ノ效力ニ關シ異議アルトキハ當選人ヲ被告トシ第七十二條第一項及第二項ノ告示ノ日ヨリ三十日以内ニ大審院ニ出訴スルコトヲ得但シ第六十九條第一項但書ニ定メタル得票ニ達シタリトノ理由、第六十九條第六項若ハ第七十條ノ規定ニ該當セストノ理由又ハ第七十一條第五項ノ決定違法ナリトノ理由ニ因リ出訴スル場合ニ於テハ選舉長ヲ被告トスヘシ

前項ノ規定ニ依ル訴訟ノ裁判確定前當選人死亡シタルトキハ檢事ヲ被告トス

第八十四條 第一百條ノ規定ニ依リ當選ヲ無効ナリト認ムル選舉人又ハ議員候補者ハ當選人ヲ被告トシ第七十二條第一項ノ告示ノ日ヨリ三十日以内ニ大審院ニ出訴スルコトヲ得

檢事ハ第一百十二條乃至第一百十三條ノ罪ニ該ル事件ノ被告人ガ選舉運動ヲ總括主宰シタル者ナルニ因リ第三百三十六條ノ規定ニ依リ當選ヲ無効ナリト認ムルトキハ公訴ニ附帶シ當選人ヲ被告トシテ訴訟ヲ提起スルコトヲ要ス

第八十五條 裁判所ハ第八十一條、第八十三條又ハ前條第一項ノ規定ニ依ル訴訟ヲ裁判スルニ當リ檢事ヲシテ口頭辯論ニ立會ハシムヘシ

第八十六條 第八十一條又ハ第八十三條ノ規定ニ依ル訴訟ノ提起アリタルトキハ大審院長ハ其ノ旨ヲ内務大臣及關係地方長官ニ通知スヘシ訴訟ノ繫屬セサルニ至リタルトキ亦同シ

第八十四條第一項ノ規定ニ依ル訴訟ニ付判決アリタルトキ又ハ同條第二項ノ規定ニ依ル訴訟ニ付判決確定シ效力ヲ生シタルトキハ裁判所ノ長ハ其ノ旨ヲ内務大臣及關係地方長官ニ通知

スヘシ

第八十一條、第八十三條若ハ第八十四條第一項ノ規定ニ依ル訴訟ニ付判決アリタルトキ又ハ第八十四條第二項ノ規定ニ依ル訴訟ニ付判決確定シ效力ヲ生シタルトキハ裁判所ノ長ハ其ノ判決書ノ謄本ヲ内務大臣ニ送付スヘシ帝國議會開會中ナルトキハ併セテ之ヲ衆議院議長ニ送付スヘシ

第八十七條 第八十一條、第八十三條又ハ第八十四條第一項ノ規定ニ依ル訴訟ヲ提起セムトスル者ハ保證金トシテ三百圓又ハ之ニ相當スル額面ノ國債證書ヲ供託スルコトヲ要ス
原告敗訴ノ場合ニ於テ裁判確定ノ日ヨリ七日以内ニ裁判費用ヲ完納セサルトキハ保證金ヲ以テ之ニ充當シ仍足ラサルトキハ之ヲ追徴ス

第十章 選舉運動

第八十八條 削除

第八十九條 議員候補者又ハ推薦届出者（推薦届出者數人アルトキハ其ノ代表者）ニ非サレハ選舉事務所ヲ設置スルコトヲ得ス

前項ノ者選舉事務所ヲ設置シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ選舉事務所（其ノ數二箇所以上ナルトキハ主タル選舉事務所）所在地ノ警察官署ニ届出ツヘシ選舉事務所ニ異動アリタルトキ亦同シ

第九十條 選舉事務所ハ議員候補者一人ニ付一箇所ニ限ル但シ命令ノ定ムル所ニ依リ五箇所迄

之ヲ設置スルコトヲ得

第九十一條 選舉事務所ハ選舉ノ當日ニ限り投票所ヲ設ケタル場所ノ入口ヨリ三町以内ノ區域ニ之ヲ置クコトヲ得ス

第九十二條 休憩所其ノ他之ニ類似スル設備ハ選舉運動ノ爲之ヲ設クルコトヲ得ス

第九十三條 削除

第九十四條 第八十九條第一項ノ規定ニ違反シテ選舉事務所ノ設置アリト認ムルトキハ地方長官（東京都ニ在リテハ警視總監）ハ直ニ其ノ選舉事務所ノ閉鎖ヲ命スヘシ第九十條ノ規定ニ依ル定數ヲ超エテ選舉事務所ノ設置アリト認ムルトキハ其ノ超過シタル數ノ選舉事務所ニ付亦同シ

第九十五條 選舉運動ハ第六十七條第一項乃至第三項ノ届出アリタル後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第九十六條 削除

第九十七條 削除

第九十八條 何人ト雖投票ヲ得若ハ得シメ又ハ得シメサルノ目的ヲ以テ戸別訪問ヲ爲スコトヲ得ス

第九十八條ノ二 何人ト雖モ第四百十條第四項ノ文書ヲ發行スル區域ニ關シテハ演說會告知ノ爲ニスル文書及推薦狀ヲ除クノ外選舉運動ノ爲文書圖畫ヲ頒布スルコトヲ得ス但シ第四百十條第一項ノ規定ニ依リ通常郵便物ヲ差出ス場合ハ此ノ限ニ在ラス

第九十九條 選舉事務ニ關係アル官吏及吏員ハ其ノ關係區域内ニ於ケル選舉運動ヲ爲スコトヲ得ス

第一百條 内務大臣ハ選舉運動ノ爲頒布シ又ハ揭示スル文書圖書ニ關シ命令ヲ以テ制限ヲ設クルコトヲ得

第一百條ノ二 内務大臣ハ選舉ノ期日後ニ於テ當選又ハ落選ニ關シ選舉人ニ挨拶スルノ目的ヲ以テ爲ス行爲ニ關シ命令ヲ以テ制限ヲ設クルコトヲ得

第十一章 選舉運動ノ費用

第一百一條 議員候補者ハ選舉運動ノ費用ノ支出ニ關スル責任者(以下支出責任者ト稱ス)一人ヲ選任スベシ但シ議員候補者自ラ支出責任者ト爲リ又ハ推薦届出者(推薦届出者數人アルトキハ其ノ代表者)議員候補者ノ承諾ヲ得テ支出責任者ヲ選任シ若ハ自ラ支出責任者ト爲ルコトヲ妨ケス

議員候補者ノ承諾ヲ得シテ其ノ推薦ノ届出ヲ爲シタル者ハ前項但書ノ承諾ヲ得ルコトヲ要セス

議員候補者ハ文書ヲ以テ通知スルコトニ依リ支出責任者ヲ選任スルコトヲ得支出責任者ヲ選任シタル推薦届出者ニ於テ議員候補者ノ承諾ヲ得タルトキ亦同シ

支出責任者ハ文書ヲ以テ議員候補者及選任者ニ通知スルコトニ依リ辭任スルコトヲ得

支出責任者ノ選任者(自ラ支出責任者ト爲リタル者ヲ含ム)ハ直ニ其ノ旨ヲ第八十九條第二

項ノ届出アリタル警察官署ニ届出ツヘシ支出責任者ハ異動アリタルトキ亦同シ

第一百一條ノ二ノ規定ニ依リ支出責任者ニ代リテ其ノ職務ヲ行フ者ハ前項ノ例ニ依リ届出ツヘシ其ノ之ヲ罷メタルトキ亦同シ

第一百一條ノ二 支出責任者故障アルトキハ選任者代リテ其ノ職務ヲ行フ

推薦届出者タル選任者(自ラ支出責任者ト爲リタル者ヲ含ム)モ亦故障アルトキハ議員候補者ノ承諾ヲ得シテ其ノ推薦ノ届出ヲ爲シタル場合ヲ除クノ外議員候補者代リテ支出責任者ノ職務ヲ行フ

第一百一條ノ三 立候補準備ノ爲ニ要スル費用及議員候補者又ハ支出責任者ト意思ヲ通セスシテ支出スル費用ヲ除クノ外選舉運動ノ費用ハ支出責任者ニ非サレハ之ヲ支出スルコトヲ得ス但シ支出責任者ノ文書ニ依ル承諾ヲ得タル者ハ此ノ限ニ在ラス

第一百二條 選舉運動ノ費用ハ議員候補者一人ニ付左ノ各號ノ額ヲ超ユルコトヲ得ス

一 選舉區内ノ議員ノ定數ヲ以テ選舉人名簿確定ノ日ニ於テ之ニ記載セラレタル者ノ總數ヲ除シテ得タル數ヲ除シテ得タル數ヲ三十錢ニ乘シテ得タル額

二 選舉ノ一部無効ト爲リ更ニ選舉ヲ行フ場合ニ於テハ選舉區内ノ議員ノ定數ヲ以テ選舉人名簿確定ノ日ニ於テ關係區域ノ選舉人名簿ニ記載セラレタル者ノ總數ヲ除シテ得タル數ヲ三十錢ニ乘シテ得タル額

三 第三十七條ノ規定ニ依リ投票ヲ行フ場合ニ於テハ前號ノ規定ニ準シテ算出シタル額但シ地方長官(東京都ニ在リテハ警視總監)必要アリト認ムルトキハ之ヲ減額スルコトヲ得

地方長官（東京都ニ在リテハ警視總監）ハ選舉ノ期日ノ公布又ハ告示アリタル後直ニ前項ノ規定ニ依ル額ヲ告示スヘシ

第三百三條 選舉運動ノ爲財産上ノ義務ヲ負擔シ又ハ建物、船車馬、印刷物、飲食物其ノ他ノ金錢以外ノ財産上ノ利益ヲ使用シ若ハ費消シタル場合ニ於テハ其ノ義務又ハ利益ヲ時價ニ見積リタル金額ヲ以テ選舉運動ノ費用ト看做ス

第三百四條 左ノ各號ニ掲クル費用ハ之ヲ選舉運動ノ費用ニ非サルモノト看做ス

- 一 議員候補者カ乗用スル船車馬等ノ爲ニ要シタル費用
- 二 選舉ノ期日後ニ於テ選舉運動ノ殘務整理ノ爲ニ要シタル費用
- 三 第六十七條第一項乃至第三項ノ届出アリタル後議員候補者又ハ支出責任者ト意思ヲ通シテ支出シタル費用以外ノモノ
- 四 立候補準備ノ爲ニ要シタル費用ニシテ議員候補者若ハ支出責任者ト爲リタル者ノ支出シタル費用又ハ其ノ者ト意思ヲ通シテ支出シタル費用以外ノモノ

第三百五條 支出責任者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帳簿ヲ備ヘ之ニ選舉運動ノ費用ヲ記載スヘシ

第三百六條 支出責任者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ選舉運動ノ費用ヲ精算シ選舉ノ期日ヨリ十四日以内ニ第一百一條第五項ノ届出アリタル警察官署ヲ經テ之ヲ地方長官（東京都ニ在リテハ警視總監）ニ届出ツヘシ

地方長官（東京都ニ在リテハ警視總監）ハ前項ノ規定ニ依リ届出アリタル選舉運動ノ費用ヲ告示スヘシ

第三百七條 支出責任者ハ前條第一項ノ届出ヲ爲シタル日ヨリ一年間選舉運動ノ費用ニ關スル帳簿及書類ヲ保存スヘシ

前項ノ帳簿及書類ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三百八條 削除

第三百九條 支出責任者辭任シ又ハ解任セラレタル場合ニ於テハ遲滞ナク選舉運動ノ費用ノ計算ヲ爲シ新ニ支出責任者ト爲リタル者ニ對シ、新ニ支出責任者ト爲リタル者ナキトキハ第一百一條ノ二ノ規定ニ依リ支出責任者ノ職務ヲ行フ者ニ對シ其ノ引繼ヲ爲スヘシ第一百一條ノ二ノ規定ニ依リ支出責任者ノ職務ヲ行フ者事務ノ引繼ヲ受ケタル後新ニ支出責任者定リタルトキ亦同シ

第三百十條 議員候補者ノ爲支出セラレタル選舉運動ノ費用カ第百二條第二項ノ規定ニ依リ告示セラレタル額ヲ超エタルトキハ其ノ議員候補者ノ當選ヲ無効トス但シ議員候補者及推薦届出者カ支出責任者又ハ之ニ代リテ其ノ職務ヲ行フ者ノ選任及監督ニ付相當ノ注意ヲ爲シ且支出責任者又ハ之ニ代リテ其ノ職務ヲ行フ者ニ於テ選舉運動ノ費用ノ支出ニ付過失ナカリシトキハ此ノ限ニ在ラス

第十二章 罰 則

第三百十一條 詐偽ノ方法ヲ以テ選舉人名簿ニ登録セラレタル者又ハ第二十五條第二項ノ場合ニ於テ虚偽ノ宣言ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百十二條 左ノ各號ニ掲クル行爲ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 當選ヲ得若ハ得シメ又ハ得シメサル目的ヲ以テ選舉人又ハ選舉運動者ニ對シ金錢、物品其ノ他ノ財産上ノ利益若ハ公私ノ職務ノ供與、其ノ供與ノ申込若ハ約束ヲ爲シ又ハ響應接待、其ノ申込若ハ約束ヲ爲シタルトキ

二 當選ヲ得若ハ得シメ又ハ得シメサル目的ヲ以テ選舉人又ハ選舉運動者ニ對シ其ノ者又ハ其ノ者ノ關係アル社寺、學校、會社、組合、市町村等ニ對スル用水、小作、債權、寄附其ノ他特殊ノ直接利害關係ヲ利用シテ誘導ヲ爲シタルトキ

三 投票ヲ爲シ若ハ爲ササルコト、選舉運動ヲ爲シ若ハ止メタルコト又ハ其ノ周旋勸誘ヲ爲シタルコトノ報酬ト爲ス目的ヲ以テ選舉人又ハ選舉運動者ニ對シ第一號ニ掲クル行爲ヲ爲シタルトキ

四 第一號若ハ前號ノ供與、響應接待ヲ受ケ若ハ要求シ、第一號若ハ前號ノ申込ヲ承諾シ又ハ第二號ノ誘導ニ應シ若ハ之ヲ促シタルトキ

五 第一號乃至第三號ニ掲クル行爲ヲ爲サシムル目的ヲ以テ選舉運動者ニ對シ金錢若ハ物品ノ交付、交付ノ申込若ハ約束ヲ爲シ又ハ選舉運動者其ノ交付ヲ受ケ若ハ要求シ若ハ其ノ申込ヲ承諾シタルトキ

六 前各號ニ掲クル行爲ニ關シ周旋又ハ勸誘ヲ爲シタルトキ
選舉事務ニ關係アル官吏又ハ吏員當該選舉ニ關シ前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ四年以下ノ懲役

若ハ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス警察官吏其ノ關係ノ都道府縣内ノ選舉ニ關シ前項ノ罪ヲ犯シタルトキ亦同シ

第一百十二條ノ二 左ノ各號ニ掲クル行爲ヲ爲シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

一 財産上ノ利益ヲ圖ル目的ヲ以テ議員候補者ノ爲多數ノ選舉人又ハ選舉運動者ニ對シ前條第一項第一號乃至第三號、第五號又ハ第六號ニ掲クル行爲ヲ爲シ又ハ爲サシメタルトキ
二 財産上ノ利益ヲ圖ル目的ヲ以テ議員候補者ノ爲多數ノ選舉人又ハ選舉運動者ニ對シ前條第一項第一號乃至第三號、第五號又ハ第六號ニ掲クル行爲ヲ爲スコトヲ請負ヒ若ハ請負ハシメ又ハ其ノ申込ヲ爲シタルトキ

前條第一項第一號乃至第三號、第五號又ハ第六號ノ罪ヲ犯シタル者常習者ナルトキ亦前項ニ同シ

第一百十三條 左ノ各號ニ掲クル行爲ヲ爲シタル者ハ四年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 議員候補者タルコト若ハ議員候補者タラムトスルコトヲ止メシムル目的ヲ以テ議員候補者若ハ議員候補者タラムトスル者ニ對シ又ハ當選ヲ辭セシムル目的ヲ以テ當選人ニ對シ第一百十二條第一項第一號又ハ第二號ニ掲クル行爲ヲ爲シタルトキ
二 議員候補者タルコト若ハ議員候補者タラムトスルコトヲ止メタルコト、當選ヲ辭シタルコト又ハ其ノ周旋勸誘ヲ爲シタルコトノ報酬ト爲ス目的ヲ以テ議員候補者タリシ者、議員候補者タラムトシタル者又ハ當選人タリシ者ニ對シ第一百十二條第一項第一號ニ掲クル行爲

ヲ爲シタルトキ

三 前二號ノ供與、嚮應接待ヲ受ケ若ハ要求シ、前二號ノ申込ヲ承諾シ又ハ第一號ノ誘導ニ應シ若ハ之ヲ促シタルトキ

四 前各號ニ掲クル行爲ニ關シ周旋又ハ勸誘ヲ爲シタルトキ

選舉事務ニ關係アル官吏又ハ吏員當該選舉ニ關シ前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ五年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ四千圓以下ノ罰金ニ處ス警察官吏其ノ關係ノ都道府縣内ノ選舉ニ關シ前項ノ罪ヲ犯シタルトキ亦同ジ

第百十四條 前三條ノ場合ニ於テ收受シ又ハ交付ヲ受ケタル利益ハ之ヲ沒收ス其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價額ヲ追徵ス

第百十五條 選舉ニ關シ左ノ各號ニ掲クル行爲ヲ爲シタル者ハ四年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 選舉人、議員候補者、議員候補者タラムトスル者、選舉運動者又ハ當選人ニ對シ暴行若ハ威力ヲ加ヘ又ハ之ヲ拐引シタルトキ

二 交通若ハ集會ノ便ヲ妨ケ又ハ演說ヲ妨害シ其ノ他偽計詐術等不正ノ方法ヲ以テ選舉ノ自由ヲ妨害シタルトキ

三 選舉人、議員候補者、議員候補者タラムトスル者、選舉運動者若ハ當選人又ハ其ノ關係アル社寺、學校、會社、組合、市町村等ニ對スル用水、小作、債權、寄附其ノ他特殊ノ利害關係ヲ利用シテ選舉人、議員候補者、議員候補者タラムトスル者、選舉運動者又ハ當選

人ヲ威逼シタルトキ

第百十六條 選舉ニ關シ官吏又ハ吏員故意ニ其ノ職務ノ執行ヲ怠リ又ハ正當ノ事由ナクシテ議員候補者、若ハ選舉運動者ニ追隨シ、其ノ居宅若ハ選舉事務所ニ立入ル等其ノ職權ヲ濫用シテ選舉ノ自由ヲ妨害シタルトキハ四年以下ノ禁錮ニ處ス官吏又ハ吏員選舉人ニ對シ其ノ投票セムトシ又ハ投票シタル被選舉人ノ氏名ヲ表示メタルトキハ六月以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第百十七條 選舉事務ニ關係アル官吏、吏員、立會人又ハ監視者選舉人ノ投票シタル被選舉人ノ氏名ヲ表示シタルトキハ二年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ表示シタル事實虛偽ナルトキ亦同シ

第百十八條 投票所又ハ開票所ニ於テ正當ノ事由ナクシテ選舉人ノ投票ニ關涉シ又ハ被選舉人ノ氏名ヲ認知スルノ方法ヲ行ヒタル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス法令ノ規定ニ依ラスシテ投票函ヲ開キ又ハ投票函中ノ投票ヲ取出シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第百十九條 投票管理者、開票管理者、選舉長、立會人若ハ選舉監視者ニ暴行若ハ脅迫ヲ加ヘ、選舉會場、開票所若ハ投票所ヲ騷擾シ又ハ投票、投票函其ノ他關係書類ヲ抑留、毀壞若ハ奪取シタル者ハ四年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第百二十條 多衆聚合シテ第百十五條第一號又ハ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一 首魁ハ一年以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

二 他人ヲ指揮シ又ハ他人ニ率先シテ勢ヲ助ケタル者ハ六月以上五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

三 附和隨行シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第百十五條 第一號又ハ前條ノ罪ヲ犯ス爲多衆聚合シ當該公務員ヨリ解散ノ命ヲ受クルコト三回以上ニ及フモ仍解散セサルトキハ首魁ハ二年以下ノ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第百二十一條 選舉ニ關シ銃砲、刀劍、棍棒其ノ他人ヲ殺傷スルニ足ルヘキ物件ヲ携帯シタル者ハ二年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

警察官吏ハ必要ト認ムル場合ニ於テ前項ノ物件ヲ領置スルコトヲ得

第百二十二條 前條ノ物件ヲ携帯シテ選舉會場、開票所又ハ投票所ニ入りタル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第百二十三條 前二條ノ罪ヲ犯シタル場合ニ於テハ其ノ携帯シタル物件ヲ沒收ス

第百二十四條 選舉ニ關シ多衆聚合シ若ハ隊伍ヲ組ミテ往來シ又ハ煙火、松明ノ類ヲ用ヒ若ハ鐘鼓、喇叭ノ類ヲ鳴ラシ旗幟其ノ他ノ標章ヲ用フル等氣勢ヲ張ルノ行爲ヲ爲シ警察官吏ノ制止ヲ受クルモ仍其ノ命ニ從ハサル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第百二十五條 演說又ハ新聞紙、雜誌、引札、張札其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルニ拘ラス第百二十二條乃至第百十三條、第百十五條、第百十八條乃至第百二十二條及前條ノ罪ヲ犯サシムル

目的ヲ以テ人ヲ煽動シタル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス但シ新聞紙及雜誌ニ在リテハ仍其ノ編輯人及實際編輯ヲ擔當シタル者ヲ罰ス

第百二十六條 演說又ハ新聞紙、雜誌、引札、張札其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルニ拘ラス左ノ各號ニ掲クル行爲ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス新聞紙及雜誌ニ在リテハ前條但書ノ例ニ依ル

一 當選ヲ得又ハ得シムル目的ヲ以テ議員候補者ノ身分、職業又ハ經歷ニ關シ虛偽ノ事項ヲ公ニシタルトキ

二 當選ヲ得シメサル目的ヲ以テ議員候補者ニ關シ虛偽ノ事項ヲ公ニシタルトキ

第百二十七條 選舉人ニ非サル者投票ヲ爲シタルトキハ一年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

氏名ヲ詐稱シ其ノ他詐偽ノ方法ヲ以テ投票ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

投票ヲ偽造シ又ハ其ノ數ヲ増減シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

選舉事務ニ關係アル官吏、吏員、立會人又ハ監視者前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ五年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第百二十八條 立會人正當ノ事故ナクシテ本ニ定メタル義務ヲ缺クトキハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百二十九條 第九十五條、第九十八條若ハ第九十八條ノ二ノ規定ニ違反シタル者又ハ第九十

四條ノ規定ニ依ル命令ニ従ハサル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三百十條 第九十條ノ規定ニ依ル定數ヲ超エ若ハ第九十一條ノ規定ニ違反シテ選舉事務所ヲ

設置シタル者又ハ第九十二條ノ規定ニ違反シテ休憩所其ノ他之ニ類似スル設備ヲ設ケタル者

ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三百十一條 第八十九條第一項、第九十九條又ハ第九十九條ノ規定ニ違反シタル者ハ六月以下

ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三百十二條 第八十九條第二項又ハ第一百一條第五項若ハ第六項ノ届出ヲ怠リタル者ハ百圓以

下ノ罰金ニ處ス

第三百十三條 第一百一條ノ三ノ規定ニ違反シテ選舉運動ノ費用ヲ支出シタル者ハ一年以下ノ禁

錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三百十四條 第一百一條ノ三ノ規定ニ違反シテ選舉運動ノ費用ヲ支出シタル者ハ一年以下ノ禁

錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三百十五條 左ノ各號ニ掲クル行爲ヲ爲シタル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ

處ス

一 第一百五條ノ規定ニ違反シテ帳簿ヲ供ヘス又ハ帳簿ニ記載ヲ爲サス若ハ之ニ虚偽ノ記入ヲ

爲シタルトキ

二 第一百六條第一項ノ届出ヲ怠リ又ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタルトキ

三 第一百七條第一項ノ規定ニ違反シテ帳簿又ハ書類ヲ保存セサルトキ

四 第一百七條第一項ノ規定ニ依リ保存スヘキ帳簿又ハ書類ニ虚偽ノ記入ヲ爲シタルトキ

第三百十六條 當選人其ノ選舉ニ關シ本章ニ掲クル罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ當選

ヲ無効トス選舉運動ヲ總括主宰シタル者第一百十二條乃至第一百十三條ノ罪ヲ犯シ刑ニ處セラレ

タルトキ亦同シ當選人カ選舉運動ヲ總括主宰シタル者ノ選任及監督ニ付相當ノ注意ヲ爲シタ

ルトキ若ハ選舉運動ヲ總括主宰シタル者ナルコトヲ知ラサリシトキ又ハ其ノ者カ當選人ノ制

止ニ拘ラス選舉運動ヲ總括主宰シタル者ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三百十七條 本章ニ掲クル罪ハ第三百十條及第三百十二條ノ罪ヲ除クハヲ犯シタル者ニシテ

罰金ノ刑ニ處セラレタル者ニ在リテハ其ノ裁判確定ノ後五年間、禁錮以上ノ刑ニ處セラレタ

ル者ニ在リテハ其ノ裁判確定ノ後刑ノ執行ヲ終ル迄又ハ刑ノ時効ニ因ル場合ヲ除クノ外刑ノ

執行ノ免除ヲ受クル迄ノ間及其ノ後五年間衆議院議員及選舉ニ付本章ノ規定ヲ準用スル議會

ノ議員ノ選舉權及被選舉權ヲ有セス禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニ付其ノ裁判確定ノ後刑

ノ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間亦同シ

第三百十二條乃至第一百十三條ノ罪又ハ此等ノ規定ノ準用ニ依ル罪ニ付刑ニ處セラレタル者ニシ

テ更ニ第三百十二條乃至第一百十三條ノ罪ニ付刑ニ處セラレタル者ニ在リテハ前項ノ五年間ハ之ヲ

十年間トス

裁判所ハ情狀ニ因リ刑ノ言渡下同時ニ第一項ニ規定スル者ニ對シ同項五年間選舉權及被選舉

ル者ニ對シ同項ノ十年間ヲ短縮スル旨ノ宣告ヲ爲スコトヲ得第三項ノ規定ハ第六條第五號ノ規定ニ該當スル者ニハ之ヲ適用セス

第三百三十八條 第二百二十七條第三項及第四項ノ罪ノ時效ハ一年ヲ經過スルニ因リテ完成ス
前項ニ掲クル罪以外ノ本章ノ罪ノ時效ハ六月ヲ經過スルニ因リテ完成ス但シ犯人逃亡シタルトキハ其ノ期間ハ一年トス

第十三章 補則

第三百三十九條 選舉ニ關スル費用ニ付テハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四百十條 議員候補者又ハ推薦届出者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ選舉區内ニ在ル選舉人ニ對シ選舉運動ノ爲ニスル通常郵便物ヲ選舉人一人ニ付一通ヲ限り無料ヲ以テ差出スコトヲ得公立學校其ノ他勅令ヲ以テ定ムル營造物ノ設備ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ演說ニ依ル選舉運動ノ爲其ノ使用ヲ許可スヘシ

前項ノ營造物ノ管理者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ演說會開催ノ爲ニ必要ナル施設ヲ爲スヘシ
地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ議員候補者ノ政見等ヲ掲載シタル文書ヲ發行スヘシ
地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ議員候補者ノ氏名、黨派別等ヲ新聞紙ニ公告スヘシ
市町村長ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ議員候補者ノ氏名等ノ揭示ヲ爲スヘシ

第四百十一條 第十六條、第八十一條、第八十三條又ハ第八十四條第一項ノ規定ニ依ル訴訟ニ付テハ本法ニ規定シタルモノヲ除クノ外民事訴訟ノ例ニ依ル

第四百十一條ノ二 第八十四條第二項ノ規定ニ依ル訴訟ニ付テハ刑事訴訟法中第五百七十二條第二號第三號第五號乃至第八號第十號乃至第十三號、第五百七十四條、第五百八十二條、第五百八十八條、第五百八十九條、第五百九十一條、第六百五條乃至第六百十條及第六百十二條ノ規定ヲ除クノ外私訴ニ關スル規定ヲ準用ス但シ同法第五百七十六條中民事訴訟法トアルハ刑事訴訟法トシ民事部トアルハ刑事部トス

第八十四條第二項ノ規定ニ依ル訴訟ニ付當選無効ノ判決確定スト雖モ其ノ判決ハ公訴ニ付有罪ノ判決確定スルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

第四百十一條ノ三 選舉ニ關スル訴訟ニ付テハ裁判所ハ他ノ訴訟ノ順序ニ拘ラス速ニ其ノ裁判ヲ爲スヘシ

第四百十二條 第十二章ニ掲クル罪ニ關スル刑事訴訟ニ付テハ上告裁判所ハ刑事訴訟法第四百二十二條第一項ノ期間ニ依ラサルコトヲ得

第四百十三條 當選人其ノ選舉ニ關シ第十二章ニ掲クル罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタルトキ又ハ選舉運動ヲ總括主宰シタル者第百十二條乃至第百十三條ノ罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタルトキハ裁判所ノ長ハ其ノ旨ヲ内務大臣及關係地方長官ニ通知スヘシ

第四百十四條 町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモノハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村、其ノ組合管理者ハ之ヲ町村長、其ノ組合役場ハ之ヲ町村役場ト看做ス

第四百十四條ノ二 本法中郡トアルハ從前郡長ノ管轄シタル區域ヲ謂フ

従前郡長ノ管轄シタル區域内ニ於テ市ノ設置アリタルトキ又ハ其ノ區域ノ境界ニ涉リテ市町村ノ境界ノ變更アリタルトキハ其ノ區域モ亦自ラ變更シタルモノト看做ス

従前郡長ノ管轄シタル區域ノ境界ニ涉リテ町村ノ設置アリタル場合ニ於テハ本法ノ適用ニ付其ノ町村ノ屬スヘキ區域ハ内務大臣之ヲ定ム

第四百四十四條ノ三 北海道廳支廳長ノ管轄區域ニ變更アルモ選舉區ニ關シテハ仍従前ノ管轄區域ニ依ル但シ市町村ノ境界ノ變更アリタル爲北海道廳支廳長ノ管轄區域ニ變更アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ依ル選舉ニ關シ本法ノ規定ヲ適用シ難キ事項ニ付テハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第四百四十五條 東京都ノ區ノ存スル區域並ニ市制第六條及第八十二條第三項ノ市ニ於テハ本法中市ニ關スル規定ハ區ニ、市長ニ關スル規定ハ區長ニ、市役所ニ關スル規定ハ區役所ニ之ヲ適用ス但シ第十二條ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ日迄引續キ六月以上其ノ市町村内ニ住居ヲ有スル者トアルハ其ノ日迄引續キ六月以上東京都ノ區ノ存スル區域内又ハ其ノ市内ニ住居ヲ有シ且其ノ日ニ於テ其ノ區内ニ住居ヲ有スル者トス

町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ本法中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準スヘキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準スヘキ者ニ、町村役場ニ關スル規定ハ町村役場ニ準スヘキモノニ之ヲ適用ス

第四百四十六條 交通至難ノ島嶼其ノ他ノ地ニ於テ本法ノ規定ヲ適用シ難キ事項ニ付テハ勅令ヲ

以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第四百四十七條 第三十三條ノ規定ニ依ル投票ニ付テハ其ノ投票ヲ管理スヘキ者ハ之ヲ投票管理
者、其ノ投票ヲ記載スヘキ場所ハ之ヲ投票所、其ノ投票ニ立會フヘキ者ハ之ヲ投票立會人ト
看做シ第十二章ノ規定ヲ適用ス

第四百四十八條 本法ノ適用ニ付テハ明治十三年第三十六號布告刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル
者ハ之ヲ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者、同法ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者
ハ之ヲ六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ト看做ス

第四百四十九條 明治十三年第三十六號布告刑法第二編第四章第九節ノ規定ハ衆議院議員ノ選舉
ニ關シテハ之ヲ適用セス

第四百五十條 本法ハ東京都小笠原島、北海道廳根室支廳管内占守郡、新知郡及得撫郡ニハ當分
ノ内之ヲ施行セス

附 則

本法ハ次ノ總選舉ヨリ之ヲ施行ス

本法ニ依リ初テ議員ヲ選舉スル場合ニ於テ第十八條ノ規定ニ依リ難キトキハ勅令ヲ以テ別ニ
總選舉ノ期日ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル總選舉ニ必要ナル選舉人名簿ニ關シ第十二條、第十三條、第十五條又ハ第
十七條ニ規定スル期日又ハ期間ニ依リ難キトキハ勅令ヲ以テ別ニ其ノ期日又ハ期間ヲ定ム但

シ其ノ選舉人名簿ハ次ノ選舉人名簿確定迄其ノ效力ヲ有ス

附 則 (大正十五年六月法律第八十二號)

本法ハ郡長及島司廢止ノ日ヨリ之ヲ施行ス(郡長及島司ハ大正十五年七月一日ヨリ廢止)

附 則 (昭和九年六月法律第四十九號)

本法ハ次ノ總選舉ヨリ之ヲ施行ス

本法ニ依リ初テ議員ヲ選舉スル場合ニ於テ第十八條ノ規定ニ依リ難キトキハ勅命ヲ以テ別ニ總選舉ノ期日ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル總選舉ニ必要ナル選舉人名簿ニ關シ第十二條、第十三條、第十五條又ハ第十七條ニ規定スル期日又ハ期間ニ依リ難キトキハ勅命ヲ以テ別ニ其ノ期日又ハ期間ヲ定ム但シ其ノ選舉人名簿確定迄其ノ效力ヲ有ス

第三百三十七條第二項ノ規定ハ第一百十二條乃至第一百十三條ノ改正規定ニ依リ又ハ此等ノ規定ノ準用ニ依リ刑ニ處セラレタル者ニシテ更ニ第一百十二條乃至第一百十三條ノ規定ニ依リ刑ニ處セラルル者ニ之ヲ適用ス

附 則 (昭和二十年四月法律第三十四號)

本法中第六條及第四百十條ノ二ノ改正規定、附則第三項ノ規定並ニ樺太、朝鮮及臺灣ニ關ス

ル改正規定ノ施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定メ其ノ他ノ規定ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

裁判所構成法戰時特例中左ノ通改正ス(未施行ノ爲左文略)

附 則 (昭和二十年十二月法律第四十二號)

本法ハ次ノ總選舉ヨリ之ヲ施行ス

陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ及召集中ノモノノ選舉權及被選舉權ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

本法ニ依リ初テ議員ヲ選舉スル場合ニ於テ衆議院議員選舉法第十八條ノ規定ニ依リ難キトキハ勅命ヲ以テ別ニ總選舉ノ期日ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル總選舉ニ必要ナル選舉人名簿ニ關シテハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得但シ其ノ選舉人名簿ハ次ノ選舉人名簿確定迄其ノ效力ヲ有ス

戶籍法ノ適用ヲ受ケサル者ノ選舉權及被選舉權ハ當分ノ内之ヲ停止ス
前項ノ者ハ選舉人名簿ニ登錄セラレルコトヲ得ス

昭和二十年十二月二十日以後昭和二十一年十二月十九日迄ノ間ニ行ハルル選舉ニ關シテハ選舉人名簿ニ登錄セラレルコトヲ得サル者選舉人名簿ニ誤載セラレ投票ヲ爲スモ之ヲ理由トシテ衆議院議員選舉法第八十一條又ハ第八十三條ノ規定ニ依リ訴訟ヲ提起スルコトヲ得ス

衆議院議員選舉法第四百十條第一項ノ規定ハ次ノ總選舉ニ限リ之ヲ適用セズ
沖繩縣、北海道廳根室支廳管内國後郡、紗那郡、擇捉郡、釧路郡及色丹郡並ニ花咲郡齒舞村
水晶島、勇留島、志發島、多樂島及秋勇留島並ニ海上交通杜絶其ノ他特別ノ事情アル地域ニ
シテ勅令ヲ以テ指定スルモノニ於テハ勅令ヲ以テ定ムル迄ハ選舉ハ之ヲ行ハス
前項ニ掲グル地域ニ於テ始メテ行フ選舉ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

參議院議員選舉法

第一章 總則

第一條 參議院議員の定數は、二百五十人とし、そのうち、百五十人を地方選出議員、百人を
全國選出議員とする。

地方選出議員は、各選舉區において、これを選挙する。その選舉區及び各選舉區において
選挙すべき議員の數は、別表でこれを定める。

全國選出議員は、全都道府縣の區域を通じて、これを選挙する。

第二條 投票區及び開票區は、衆議院議員の選挙の投票區及び開票區による。

第二章 選挙權及び被選挙權

第三條 衆議院議員の選挙權を有する者は、參議院議員の選挙權を有する。

第四條 日本國民で年齢三十年以上の者は、參議院議員の被選挙權を有する。

第五條 禁治産者及び準禁治産者並びに懲役又は禁錮の刑に處せられその執行を終り又は執行
を受けることがなくなるまでの者は、被選挙權を有しない。

第六條 全國選出議員選挙管理委員、都議會議員選挙管理委員、道府縣會議員選挙管理委員及
び市町村會議員選挙管理委員、全國選出議員選挙管理委員會、都議會議員選挙管理委員會、

道府縣會議員選舉管理委員會及び市町村會議員選舉管理委員會の書記、投票管理者、開票管理者、選舉分會長及び選舉長並びに選舉事務に關係のある官吏及び吏員は、その關係區域内においては、被選舉權を有しない。

第七條 在職の裁判官、檢察官、會計検査官、收税官吏及び警察官吏は、被選舉權を有しない。
第八條 衆議院議員と兼ねることのできない職にある者は、參議院議員とも兼ねることができない。

第三章 選舉

第九條 通常選舉は、議員の任期が終る日の前三十日以内にこれを行う。

前項の規定により通常選舉を行うべき期間が參議院閉會中又は參議院閉會の日から三十日以内にかかる場合においては、通常選舉は、參議院閉會の日から三十一日以後三十五日以内にこれを行う。

通常選舉の期日は、少くとも三十日前にこれを公示しなければならない。

第十條 選舉は、投票によりこれを行う。

第十一條 參議院議員の選舉には、衆議院議員選舉人名簿を用いる。

第十二條 地方選出議員の選舉に關する事務は、都議會議員選舉管理委員會及び道府縣會議員選舉管理委員會が、これを管理する。

都議會議員選舉管理委員會及び道府縣會議員選舉管理委員會は、地方選出議員の選舉に關する事務については、市町村會議員選舉管理委員會を指揮監督する。

第十三條 全國選出議員の選舉に關する事務を管理させるため、全國選出議員選舉管理委員會を置く。

全國選出議員選舉管理委員會は、内務大臣の所轄とし、全國選出議員選舉管理委員十人を以てこれを組織する。

第十四條 全國選出議員選舉管理委員は、衆議院においてその議員の中からこれを選舉する。

委員の任期は、三年とする。但し、補缺委員の任期は、その前任者の殘任期間とする。

第十五條 全國選出議員選舉管理委員會は、全國選出議員の選舉に關する事務については、都議會議員選舉管理委員會及び道府縣會議員選舉管理委員會を指揮監督する。

都議會議員選舉管理委員會及び道府縣會議員選舉管理委員會は、全國選出議員の選舉に關する事務については、市町村會議員選舉管理委員會を指揮監督する。

第十六條 全國選出議員選舉管理委員會は、委員の中から委員長一人を選舉しなければならない。

委員長は、委員會に關する事務を總理し、委員會を代表する。

第十七條 全國選出議員選舉管理委員會は、委員の半數以上の出席がなければ會議を開くことができない。

委員會の議事は、委員の過半數でこれを決し、可否同數のときは委員長の決するところに

よる。

第十八條 全國選出議員選舉管理委員會に書記を置き、委員長の指揮を受け委員會に關する事務に従事させる。

書記は、委員長がこれを任免する。

第十九條 この法律及びこれに基いて發する命令に規定するものの外、全國選出議員選舉管理委員會に關し必要な事項は、委員會がこれを定める。

第四章 投票

第二十條 投票は、地方選出議員及び全國選出議員ごとに一人一票に限る。

第二十一條 投票管理者は、參議院議員の選舉權を有する者の中から市町村會議員選舉管理委員會の選任した者を以て、これに充てる。

地方選出議員の選舉と全國選出議員の選舉を同時に行う場合においては、市町村會議員選舉管理委員會は、地方選出議員の投票管理者を同時に全國選出議員の投票管理者とすることが出来る。

投票管理者は、投票に關する事務を擔任する。

第二十二條 議員候補者は、各投票區における選舉人名簿に記載された者の中から、本人の承諾を得て、五人乃至九人の投票立會人となるべき者一人を定め、選舉の期日前二日までに、投票管理者に届け出ることが出来る。

前項の規定により届出のあつた者（議員候補者が死亡し又は議員候補者たることを辭したときは、その届出にかかる者を除く。以下これに同じ。）が十人を超えないときは、直ちにその者を以て投票立會人とし、十人を超えるときは、届出のあつた者において投票立會人十人を互選しなければならない。

前項の規定による投票立會人が三人に達しないとき若しくは三人に達しなくなつたとき、又は投票立會人で參會する者が投票所を開くべき時刻になつても三人に達しないとき若しくはその後三人に達しなくなつたときは、投票管理者は、その投票區における選舉人名簿に記載された者の中から三人に達するまでの投票立會人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち會わしめなければならない。

地方選出議員の選舉と全國選出議員の選舉を同時に行う場合においては、市町村會議員選舉管理委員會又は投票管理者は、地方選出議員の投票立會人を同時に全國選出議員の投票立會人とすることが出来る。

投票立會人は、正當の理由がなければ、その職を辭することが出来ない。

第二十三條 選舉人は、投票所において、投票用紙に、地方選出議員又は全國選出議員の選舉につき、自ら議員候補者一人の氏名を記載して投票箱に入れなければならない。

投票用紙には、選舉人の氏名を記載することが出来ない。

第二十四條 投票の拒否は、投票立會人の意見を聽き投票管理者がこれを決定しなければならない。可否同数のときは、投票管理者がこれを決する。

前項の決定を受けた選挙人において不服があるときは、投票管理者は、假に投票をさせなければならぬ。

前項の投票は、選挙人をして、これを封筒に入れて封をし表面に自らその氏名を記載して投票箱に入れさせなければならない。

投票管理者又は投票立會人において異議のある選挙人についてもまた前二項と同様とする。

第二十五條 島その他交通不便の地について、投票の当日に當票箱を送致することができない状況があると認めるときは、都議會議員選挙管理委員會又は道府縣會議員選挙管理委員會は、適宜にその投票の期日を定め、開票の期日まで^にその投票箱、投票録及び選挙人名簿を送致させることができる。

第二十六條 天災その他避けることのできない事故に因り投票を行うことができないとき、又は更に投票を行う必要があるときは、投票管理者は、選挙長（全國選出議員の選挙については選挙分會長）を経て都議會議員選挙管理委員會又は道府縣會議員選挙管理委員會にその旨を届け出なければならない。この場合においては、委員會は、更に期日を定めて投票を行わせなければならない。但し、その期日は、少くとも五日前にこれを告示しなければならない。

第二十七條 通常選挙、第六十二條若しくは第六十八條又は第七十一條の選挙を同時に行う場合においては、地方選出議員又は全國選出議員の選挙ごとに、一の選挙を以て合併してこれ

を行う。

第二十八條 この法律及びこれに基いて發する命令に規定するものの外、投票については、衆議院議員の選挙の例による。

第五章 開票

第二十九條 開票管理者は、參議院議員の選挙権を有する者の中から市町村會議員選挙管理委員會が選任した者を以て、これに充てる。

地方選出議員の選挙と全國選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村會議員選挙管理委員會は、地方選出議員の開票管理者を同時に全國選出議員の開票管理者とすることができる。

開票管理者は、開票に關する事務を擔任する。

第三十條 第二十二條の規定は、開票立會人にこれを準用する。

第三十一條 開票は、投票の當日又はその翌日（一開票區に數投票區があるときは、すべての投票箱の送致を受けた日又はその翌日）にこれを行う。

第三十二條 開票管理者は、開票立會人立會の上、投票箱を開き、先ず第二十四條第二項及び第四項の規定による投票を調査し、開票立會人の意見を聽きその投票を受理するかどうかを決定しなければならない。可否同數のときは、開票管理者がこれを決する。

開票管理者は、開票立會人とともに、市町村その他都議會議員選挙管理委員會又は道府縣

會議員選舉管理委員會の定める區域ごとに、投票を點檢しなければならぬ。

投票の點檢が終つたときは、開票管理者は、直ちにその結果を選挙長（全國選出議員については選挙分會長）に報告しなければならぬ。

第三十三條 投票の効力は、開票立會人の意見を聽き開票管理者がこれを決定しなければならぬ。可否同数のときは、開票管理者がこれを決する。

第三十四條 左の投票は、これを無効とする。

- 一 成規の用紙を用いないもの
 - 二 議員候補者でない者の氏名を記載したもの
 - 三 一投票中に二人以上の議員候補者の氏名を記載したもの
 - 四 被選挙権のない議員候補者の氏名を記載したもの
 - 五 議員候補者の氏名の外、他事を記載したもの但し、職業、身分、住所又は敬稱の類を記入したものは、この限りでない。
 - 六 議員候補者の氏名を自書しないもの
 - 七 議員候補者の何人を記載したかを確認し難いもの
 - 八 参議院議員の職にある者の氏名を記載したもの
- 前項第八號の規定は、第六十二條若しくは第六十八條又は第七十一條の選挙の場合にこれを適用する。

第一項第八號の規定は、通常選挙の場合において、在任期間の長い地方選出議員又は全國

選出議員たる参議院議員の職にある者の氏名を記載した投票にも、また、これを適用する。

第三十五條 開票管理者は、開票録を作り、開票に關する次第を記載し、開票立會人とともに、これに署名しなければならぬ。

第三十六條 投票は、有效無効を區別し、投票録及び開票録と併せて、市町村會議員選挙管理委員會において、議員の任期間これを保存しなければならぬ。

第三十七條 第二十六條本文の規定は、開票にこれを準用する。

第三十八條 この法律及びこれに基いて發する命令に規定するものの外、開票については、衆議院議員の選挙の開票の例による。

第六章 選挙會及び選挙分會

第一節 地方選出議員の選挙會

第三十九條 選挙長は、参議院議員の選挙権を有する者の中から都議會議員選挙管理委員會又は道府縣會議員選挙管理委員會の選任した者を以て、これに充てる。

選挙長は、選挙會に關する事務を擔任する。

第四十條 選挙會は、都道府縣廳又は選挙長の指定した場所でこれを開く。

第四十一條 第二十二條の規定は、選挙立會人にこれを準用する。

第四十二條 選挙長は、すべての開票管理者から第三十二條第三項の報告を受けた日又はその翌日に選挙會を開き、選挙立會人立會の上、その報告を調査しなければならぬ。

選挙の一部が無効となり更に選挙を行つた場合において、第三十二條第三項の報告を受けたときは、選挙長は、前項の例により、他の部分の報告とともに、更にこれを調査しなければならぬ。

第四十三條 選挙長は、選挙録を作り、選挙會に關する次第を記載し、選挙立會人とともに、これに署名しなければならぬ。

選挙録は、第三十二條第三項の報告に關する書類と併せて、都議會議員選挙管理委員會又は道府縣會議員選挙管理委員會において、議員の任期間これを保存しなければならぬ。

第四十四條 第二十六條本文の規定は、選挙會にこれを準用する。

第四十五條 この法律及びこれに基いて發する命令に規定するものの外、選挙會については、衆議院議員の選挙の選挙會の例による。

第二節 全國選出議員の選挙分會及選挙會

第一款 選挙分會

第四十六條 選挙分會は、都道府縣廳又は選挙分會長の指定した場所でこれを開く。

第四十七條 第四十八條において準用する第四十二條の規定による調査が終つたときは、選挙分會長は、選挙録の寫を添えて、直ちにその結果を選挙長に報告しなければならぬ。

第四十八條 前二條に規定するものの外、選挙分會については、前節の規定を準用する。

第二款 選挙會

第四十九條 選挙長は、參議院議員の選挙權を有する者の中から全國選出議員選挙管理委員會

の選任した者を以て、これに充てる。

選挙長は、選挙會に關する事務を擔任する。

第五十條 選挙會は、選挙長の指定した場所でこれを開く。

第五十一條 選挙長は、すべての選挙分會長から第四十七條の報告を受けた日又はその翌日に選挙會を開き、選挙立會人立會の上、その報告を調査しなければならぬ。

選挙の一部が無効となり更に選挙を行つた場合において、第四十七條の報告を受けたときは、選挙長は、前項の例により、他の部分の報告とともに、更にこれを調査しなければならぬ。

第五十二條 選挙長は、選挙録を作り、選挙會に關する次第を記載し、選挙立會人とともに、これに署名しなければならぬ。

選挙録は、第四十七條の報告に關する書類と併せて、全國選出議員選挙管理委員會において、議員の任期間これを保存しなければならぬ。

第五十三條 第四十一條、第四十四條及び第四十五條の規定は、選挙會についてこれを準用する。

第七章 議員候補者及び當選人

第一節 地方選出議員の議員候補者及び當選人

第五十四條 議員候補者となるうとする者は、選挙の期日の公示又は告示のあつた日から選挙

の期日前二十日まで、その旨を選挙長に届け出なければならぬ。

選挙人名簿に記載された者が他人を議員候補者としようとするときは、本人の承諾を得て、前項の期間内に、その推薦の届出をすることができる。

前二項の期間内に届出のあつた議員候補者がその選挙における議員の定数を超える場合において、その期間を経過した後、議員候補者が死亡し又は議員候補者たることを辞したときは、前二項の例により、選挙の期日前十日まで、議員候補者の届出をなし又はその推薦届出をすることができる。

一の選挙区において議員候補者となつた者は、他の選挙区においては、議員候補者の届出をなし、又はその推薦届出を承諾することができない。

全国選出議員の議員候補者となつた者は、地方選出議員の議員候補者の届出をなし、又はその推薦届出を承諾することができない。

議員候補者は、選挙長に届出をしなければ、議員候補者たることを辞することができない。

第一項乃至第三項及び前項の届出があつたとき、又は議員候補者の死亡したことをしつたときは、選挙長は、直ちにその旨を告示しなければならない。

第五十五条 議員候補者の届出又は推薦届出をしようとする者は、議員候補者一人につき、五千圓又はこれに相當する額面の國債證書を供託しなければならない。

議員候補者の得票数が通常選挙における當該選挙区内の議員の定数を以て有効投票の總數

を除して得た數の十分の一に達しないときは、前項の供託物は、國庫に歸屬する。

前項の規定は、議員候補者が選挙の期日前十日以内に議員候補者たることを辞した場合にこれを準用する。但し、被選挙権を有しなくなつたため議員候補者たることを辞したときは、この限りでない。

第五十六条 有効投票の最多數を得た者を以て當選人とする。但し、通常選挙における當該選挙区内の議員の定数を以て有効投票の總數を除して得た數の四分の一以上の得票がなければならぬ。

在任期間を異にする議員の選挙を合併して行つた場合においては、前項但書の得票者の中で得票の最も多い者から、順次に在任期間の長い議員の當選人を定めなければならない。

當選人を定めるに當り得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじで之を定める。

第七十三条の規定による訴訟の結果、更に選挙を行わないで當選人を定めることができる場合においては、選挙会を開き、これを定めなければならない。

當選人が當選を辞したとき、死亡者であるとき、又は第五十七条の規定により當選を失つたときは、直ちに選挙会を開き、第一項但書の得票者で當選人とならなかつた者の中から當選人を定めなければならない。

第六十二条第一項第五號及び第六號の事由が第六十一条の期限前に生じた場合において第一項但書の得票者があるとき、又はその期限經過後に生じた場合において第三項の規定の適

用を受けた得票者があるときは、選挙會を開き、その者の中から當選人を定めなければならない。

第二項の規定は、在任期間を異にする議員の選挙を合併して行つた場合の當選人について前三項の事由が同時に又は引き続き生じた場合にこれを準用する。

第四項乃至第六項の場合において、第一項但書の得票者で當選人とならなかつた者が選挙の期日後において被選挙権を有しなくなつたときは、これを當選人と定めることができな

る。

第五十七條 當選人は、選挙の期日後において被選挙権を有しなくなつたときは、當選を失

う。

第五十八條 第五十四條第一項乃至第三項の規定による届出があつた議員候補者がその選挙における議員の定数を超えないときは、その選挙区においては、投票は、これを行わない。

前項の規定により投票を行わないこととなつたときは、選挙長は直ちにその旨を投票管理者に通知し、併せてこれを告示し、且つ、都議會議員選挙管理委員會又は道府縣會議員選挙管理委員會に報告しなければならない。

投票管理者が前項の通知を受けたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

第一項の場合においては、選挙長は、選挙の期日から五日以内に選挙會を開き、議員候補者を以て當選人と定めなければならない。

在任期間を異にする議員の選挙を合併して行つた場合において、第一項の規定の適用があ

るときは、くじにより、いずれの議員候補者を以て在任期間の長い議員の選挙の當選人とするかを定めなければならない。

前二項の場合において、議員候補者の被選挙権の有無は、選挙立會人の意見を聴き選挙長がこれを決定しなければならない。可否同数のときは、選挙長がこれを決する。

第五十九條 當選人が定まつたときは、選挙長は、直ちに當選人に當選の旨を告知し、同時に當選人の氏名を告示し、且つ、當選人の氏名及び得票数、その選挙における有効投票の總数その他選挙の次第を都議會議員選挙管理委員會又は道府縣會議員選挙管理委員會に報告しなければならない。

當選人がないとき、又は當選人がその選挙における議員の定数に達しないときは、選挙長は、直ちにその旨を告示し、且つ、これを都議會議員選挙管理委員會又は道府縣會議員選挙管理委員會に報告しなければならない。

第六十條 當選人は、當選の告知を受けたときは、その當選を承諾するかどうかを都議會議員選挙管理委員會又は道府縣會議員選挙管理委員會に届け出なければならない。

第六十一條 當選人が當選の告知を受けた日から十日以内に當選承諾の届出をしないときは、その當選を辭したものとみなす。

第六十二條 在任期間を同じくする議員の選挙について左に掲げる事由の一が生じた場合においては、更に選挙を行わないで當選人を定めることができることを除く外、都議會議員選挙管理委員會又は道府縣會議員選挙管理委員會は、選挙の期日を定め、少くとも三十日前にこ

れを告示し、更に選挙を行わしめなければならぬ。但し、同一人に關し左に掲げるその他の事由により又は第七十一條の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

一 當選人がないとき、又は當選人がその選挙における議員の定數に達しないとき

二 當選人が當選を辭したとき、又は死亡者であるとき

三 當選人が第五十七條の規定により當選を失つたとき

四 第七十三條の規定による訴訟の結果、當選人がなくなり又は當選人がその選挙における議員の定數に達しなくなつたとき

五 選挙運動を總括主宰した者が選挙に關する犯罪に因り刑に處せられ當選人の當選が無効となつたとき

六 當選人が選挙に關する犯罪に因り刑に處せられ當選が無効となつたとき

第七十三條の規定による訴訟の出訴期間は、前項の規定による選挙を行うことができない。その出訴があつた場合において訴訟が裁判所にかかつている間もまた同様とする。

第一項の選挙の期日は、第七十三條の規定による訴訟の出訴期間満了の日、その出訴があつた場合においては都議會議員選挙管理委員會又は道府縣會議員選挙管理委員會が第七十五條の規定による通知を受けた日から三十五日を超えることができない。

第一項各號の一に該當する事由が議員の任期が終る前六箇月以内に生じたときは、同項の選挙は、これを行わない。

第六十三條 當選人が、當選を承諾したときは、都議會議員選挙管理委員會又は道府縣會議員

選挙管理委員會は、直ちにこれに當選證書を付與し、その氏名を告示し、且つ、都道府縣の長を経てこれを内務大臣に報告しなければならぬ。

第六十四條 第九章の規定による訴訟の結果選挙若しくは當選が無効となつたとき、又は當選人が選挙に關する犯罪に因り刑に處せられ當選が無効となつたときは、都議會議員選挙管理委員會又は道府縣會議員選挙管理委員會は、直ちにその旨を告示しなければならない。

第二節 全國選出議員の議員候補者及び當選人

第六十五條 地方選出議員の議員候補者となつた者は、全國選出議員の議員候補者の届出をなし、又はその推薦届出を承諾することができない。

第六十六條 議員候補者の得票數が通常選挙における議員の定數を以て有効投票の總數を除いて得た數の十分の一に達しないときは、第六十九條において準用する第五十五條の規定による供託物は、國庫に歸屬する。

第六十七條 有効投票の最多數を得た者を以て當選人とする。但し、通常選挙における議員の定數を以て有効投票の總數を除いて得た數の八分の一以上の得票がなければならぬ。

第六十八條 在任期間を同じくする議員の選挙について、第六十二條第一項各號に相當する事由の一が生じた場合において、更に選挙を行わないで當選人を定めることができず、又は更に選挙を行わないで當選人を定めてもなお、當選人の不足數が、第七十一條第一項にいう議員の缺員の數を通じて通常選挙における議員の定數の四分の一を超えるに至つたときは、全國選出議員選挙管理委員會は、選挙の期日を定め、少くとも三十日前にこれを告示し、更に

選挙を行わしめなければならぬ。但し、同一人に關し他の事由により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

在任期間を同じくする議員の選挙の當選人の不足数が第七十一條第一項にいう議員の缺員の數と通じて通常選挙における議員の定數の四分の一を超えなくても、在任期間を異にする議員の選挙が行われる場合においては、前項の規定にかかわらず、その選挙と同時に更に選挙を行う。但し、在任期間を異にする議員の選挙の期日の告示があつた後前項の事由を生じたときは、この限りでない。

前項の選挙の期日は、在任期間を異にする議員の選挙の期日による。

第六十二條第二項乃至第四項の規定は、第一項及び第二項の場合にこれを準用する。

第六十九條 第五十四條第一項乃至第三項、第六項及び第七項、第五十五條第一項及び第三項、第五十六條第二項乃至第八項、第五十七條乃至第六十一條、第六十三條並びに第六十四條の規定は、全國選出議員の議員候補者及び當選人にこれを準用する。但し、第五十五條第三項中「前項」とあるのは「第六十六條」、第五十六條第五項、第六項及び第八項中「第一項但書」とあるのは「第六十七條但書」、同條第六項中「第六十二條第一項第五號及び第六號」とあるのは「第六十八條」、第五十八條第二項、第五十九條、第六十條、第六十三條及び第六十四條中「都議會議員選挙管理委員會又は道府縣會議員選挙管理委員會」とあるのは「全國選出議員選挙管理委員會」と讀み替えるものとする。

第八章 議員の任期及び補缺

第七十條 議員の任期は、前の通常選挙による議員の任期満了の日の翌日から、これを起算する。但し、通常選挙が前の通常選挙による議員の任期満了の日の翌日に行われたときは、通常選挙の期日からこれを起算する。

第七十一條 在任期間を同じくする議員の缺員については、その缺員の數が（全國選出議員についてはその數が第六十八條第一項にいう當選人の不足數と通じて）通常選挙における當該選挙区内の議員の定數の四分の一（全國選出議員については通常選挙における議員の定數の四分の一）を超えるまでは、補缺選挙は、これを行わない。

議員に缺員を生じたときは、内務大臣は、參議院議長からその旨の通知を受けた日から五日以内に、都道府縣の長を経て都議會議員選挙管理委員會又は道府縣會議員選挙管理委員會（全國選出議員については全國選出議員選挙管理委員會）にその旨を通知しなければならない。

都議會議員選挙管理委員會又は道府縣會議員選挙管理委員會（全國選出議員については全國選出議員選挙管理委員會）は、前項の規定による通知を受けたときは、その缺員となつた議員が第六十一條の期限前において缺員となつた者である場合において第五十六條第一項但書（全國選出議員については第六十七條但書）の得票者で當選人とならなかつたものがあるとき、又はその期限経過後において缺員となつた者である場合において第五十六條第三項の

規定の適用を受けた得票者で當選人とならなかつたものがあるときは、直ちに議員が缺員となつた旨を選挙長に通知しなければならない。

選挙長は、前項の規定による通知を受けた日から二十日以内に、第五十六條第三項及び第五項乃至第八項の規定を準用して當選人を定めなければならない。

都議會議員選挙管理委員會又は道府縣會議員選挙管理委員會（全國選出議員については全國選出議員選挙管理委員會）は、第二項の規定による通知を受けた場合において第三項の規定の適用があるとき及び同一人に關し第六十二條（全國選出議員については第六十八條）の規定により更に選挙の期日を告示したときを除く外、在任期間を同じくする議員の缺員の數が（全國選出議員についてはその數が第六十八條第一項にいう當選人の不足數と通じて）通常選挙における當該選挙區内の議員の定數の四分の一（全國選出議員については通常選挙における議員の定數の四分の一）を超えるのを待ち、最後に第二項の規定による通知を受けた日から三十五日以内に、補缺選挙を行わしめなければならない。

在任期間を同じくする議員の缺員の數が（全國選出議員についてはその數が第六十八條第一項にいふ當選人の不足數と通じて）通常選挙における當該選挙區内の議員の定數の四分の一（全國選出議員については通常選挙における議員の定數の四分の一）を超えなくても、在任期間を異にする議員の選挙（地方選出議員については第六十二條の選挙を含む。以下これに同じ。）が行われる場合においては、第一項及び前項の規定にかかわらず、その選挙と同時に補缺選挙を行う。但し、在任期間を異にする議員の選挙の期日の告示があつた後、都議會議

員選挙管理委員會又は道府縣會議員選挙管理委員會（全國選出議員については全國選出議員選挙管理委員會）が第二項の規定による通知を受けたときは、この限りでない。

前項の補缺選挙の期日は、在任期間を異にする議員の選挙の期日による。

補缺選挙の期日は、都議會議員選挙管理委員會又は道府縣會議員選挙管理委員會（全國選出議員については、全國選出議員選挙管理委員會）が少くとも三十日前に、これを告示しなければならない。

第六十二條第二項乃至第四項（全國選出議員については第六十八條第四項）の規定は、補缺選挙にこれを準用する。

第七十二條 補缺議員は、その前任者の残任期間在任する。

第九章 訴訟

第七十三條 選挙又は當選の效力に關しては、衆議院議員の選挙又は當選の效力に關する訴訟の例により、訴訟を提起することができる。但し、全國選出議員の選挙については、選挙の效力に關する訴訟及び當選の效力に關する訴訟の中で第六十七條但書に定めた得票に達したとの理由、第六十九條において準用する第五十六條第八項若しくは第五十七條の規定に該當しないとの理由又は第六十九條において準用する第五十八條第六項の決定が違法であるとの理由で出訴するものは、全國選出議員選挙管理委員會の委員長を被告としなければならない。

第七十四條 第七十九條第三項の規定により當選を無効であると認める選挙人又は議員候補者は、當選人を被告とし、第五十九條第一項又はこれを準用する第六十九條の規定による告示の日から三十日以内に、東京高等裁判所に出訴することができる。

檢察官は、選挙運動を總括主宰した者が衆議院議員の選挙に關する罰則の準用により刑に處せられ關係當選人の當選を無効であると認めるときは、公訴に附帶し當選人を被告として訴訟を提起しなければならない。

第七十五條 前二條の規定による訴訟については、衆議院議員の選挙に關するこれらに相當する訴訟の例による。但し、これらの訴訟に關する通知は、全國選出議員については内務大臣及び全國選出議員選挙管理委員會にこれをしなければならぬ。

第十章 選挙運動

第七十六條 第六條に掲げる者は、その關係区域内における選挙運動をすることができない。

選挙運動は、第五十四條第一項乃至第三項又はこれを準用する第六十九條の規定による届出のあつた後でなければ、これをする事ができない。

何人も投票を得若しくは得しめない目的を以て戸別訪問をすることができない。

何人も、學校の兒童、生徒及び學生で年齢二十年未滿のものに對する特殊の關係のある地位を利用して選挙運動をすることができない。

第七十七條 本章において選挙運動の費用とは、參議院議員の選挙における選挙運動の費用で

衆議院議員選挙法の規定による選挙運動の費用に相當するものをいう。

本章において選挙運動に關する収入とは、前項の費用に充てる目的で收受した金銭又は財産上の利益をいう。

前項の財産上の利益の評価については、衆議院議員選挙法に規定する選挙運動の費用に關する財産上の利益の評価の例による。

第七十八條 議員候補者又は推薦届出者は、衆議院議員の選挙における選挙運動の費用の支出に關する責任者の例により、選挙運動の費用の支出に關する責任者（以下支出責任者という）を定めなければならない。

支出責任者の解任及び辭任、その職務の代行並びに支出責任者及びその職務を代行する者に關する届出については、衆議院議員の選挙におけるこれらの場合に關する例による。但し、全國選出議員の議員候補者については、支出責任者及びその職務を代行する者に關する届出は、全國選出議員選挙管理委員會にこれをしなければならない。

第七十九條 選挙運動の費用は、議員候補者一人につき、左の各號の額を超えることができない。

一 通常選挙における當該選挙区内の議員の定數（全國選出議員については通常選挙における議員の定數）を以て選挙人名簿確定の日においてこれに記載された者の總數を除して得た數を命令で定める金額に乗じて得た額

二 選挙の一部が無効となり更に選挙を行う場合においては、通常選挙における當該選挙

区内の議員の定数（全国選出議員については通常選挙における議員の定数）を以て選挙人名簿確定の日において関係区域の選挙人名簿に記載された者の総数を除して得た数を命令で定める金額に乗じて得た額

三 第二十六條の規定により投票を行う場合においては、前號の規定に準じて算出した額但し、都議會議員選挙管理委員會又は道府縣會議員選挙管理委員會は、必要があると認めるときは、これを減額することができる。

都議會議員選挙管理委員會又は道府縣會議員選挙管理委員會（全国選出議員に関する前項第一號及び第二號の規定による額については全国選出議員選挙管理委員會）は、選挙の期日の公示又は告示があつた後直ちに前項の規定による額を告示しなければならない。

議員候補者のため支出された選挙運動の費用が前項の規定により告示された額を超えたときは、その議員候補者の當選を無効とする。但し、議員候補者及び推薦届出者が支出責任者又はこれに代つてその職務を行う者の選任及び監督につき相當の注意をし、且つ、支出責任者又はこれに代つてその職務を行う者において選挙運動の費用の支出につき過失がなかつたときは、この限りでない。

第八十條 支出責任者は、命令の定めるところにより、選挙運動に関する収入及び選挙運動の費用を都議會議員選挙管理委員會又は道府縣會議員選挙管理委員會（全国選出議員については全国選出議員選挙管理委員會）に届け出なければならない。

議員候補者を推薦し又は支持する政黨その他の團體の主幹者は、命令の定めるところによ

り、選挙運動に関する収入及び選挙運動の費用を、二以上の都道府縣の区域にわたり又は主たる事務所のある都道府縣以外の区域において議員候補者を推薦し又は支持する團體にあつては、その主たる事務所のある都道府縣の都議會議員選挙管理委員會又は道府縣會議員選挙管理委員會を経て内務大臣に、その他の團體にあつては、その主たる事務所のある都道府縣の都議會議員選挙管理委員會又は道府縣會議員選挙管理委員會に届け出なければならない。前項の規定は、政黨その他の團體の支部で議員候補者を推薦し又は支持するものにこれを準用する。

第八十一條 前條の届出を受理したときは、内務大臣、都議會議員選挙管理委員會若しくは道府縣會議員選挙管理委員會又は全国選出議員選挙管理委員會は、命令の定めるところにより、その届出の要旨を公表しなければならない。

第八十二條 第八十條の規定による届出書類は、これを受理した内務大臣、都議會議員選挙管理委員會若しくは道府縣會議員選挙管理委員會又は全国選出議員選挙管理委員會において、議員の任期間これを保存しなければならない。

前項の期間内においては、命令の定めるところにより、何人も、届出書類の閲覧を請求することができない。

第八十三條 内務大臣は、選挙運動のために掲示し又は頒布する文書圖畫の形式、數量、掲示の場所等に関して、命令で制限を設けることができる。

第十一章 罰則

第八十四條 第七十六條第一項の規定に違反した者は、これを六箇月以下の禁錮又は三千圓以下の罰金に處する。

第七十六條第二項乃至第四項の規定に違反した者は、これを一年以下の禁錮又は五千圓以下の罰金に處する。

第八十五條 第七十八條第二項の規定による届出を怠つた者は、これを千圓以下の罰金に處する。

第八十三條の規定に基いて發する命令に違反した者も、また、前項と同様とする。

第八十六條 第八十條の規定による届出を怠り又は虚偽の届出をした者は、これを六箇月以下の禁錮又は三千圓以下の罰金に處する。

第八十七條 前三條に定めるものの外、参議院議員の選挙に關しては、衆議院議員の選挙に關する罰則を準用する。但し、全國選出議員の選挙における選挙分會長又は選挙分會場は、これを選挙長又は選挙會場とみなす。

第十二章 補則

第八十八條 全國選出議員選挙管理委員、投票管理者、開票管理者、選挙分會長又は選挙長は、選挙權を有しなくなつたときは、その職を失う。

第八十九條 選挙の施行に關する費用については、命令でこれを定める。

第九十條 議員候補者又は推薦届出者は、命令の定める所により、選挙運動のためにする通常葉書を議員候補者一人につき一萬枚を限り無料で差し出すことができる。

學校その他命令で定める營造物の設備は、命令の定めるところにより、演説による選挙運動のためにその使用を許可しなければならぬ。

前項の營造物の管理者は、命令の定めるところにより、演説會開催のために必要な施設をしなければならぬ。

都議會議員選挙管理委員會又は道府縣議會議員選挙管理委員會は、命令の定めるところにより、議員候補者の氏名、經歷等を掲載した文書を發行しなければならぬ。

市町村議會議員選挙管理委員會は、命令の定めるところにより、議員候補者の氏名等の揭示をしなければならぬ。

第九十一條 東京都の區の存する區域並びに市制第六條及び第八十二條第一項の市については、この法律中市議會議員選挙管理委員會及び市議會議員選挙管理委員に關する規定は區議會議員選挙管理委員會及び區議會議員選挙管理委員又は市議會議員區選挙管理委員會及び市議會議員區選挙管理委員に、市に關する規定は區にこれを適用する。

この法律の適用については、町村制第三十八條の町村の町村長選挙管理委員會及び町村長選挙管理委員は、これを町村議會議員選挙管理委員會及び町村議會議員選挙管理委員とみなす。

この法律の適用については、町村組合で町村の事務の全部又は役場事務を共同處理するも

のはこれを一町村、その組合會議員選舉管理委員會及び組合會議員選舉管理委員又は組合管理選舉管理委員會及び組合管理選舉管理委員はこれを町村會議員選舉管理委員會及び町村會議員選舉管理委員とみなす。

町村制を施行しない地においては、この法律中町村會議員選舉管理委員會に關する規定は、町村長に準ずべきものに、町村に關する規定は、町村に準ずべきものにこれを適用する。

第九十二條 交通至難の島その他の地においてこの法律の規定を適用し難い事項については、命令で特別の規定を設けることができる。

第九十三條 この法律の施行に關し必要な規定は、命令でこれを定める。

附則

第一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第二條 破産者で復権を得ない者、貧困に因り生活のため公私の救助を受け又は扶助を受ける者、一定の住居を有しない者、又は刑の執行を終り若しくは執行を受けることがなくなつた者で衆議院議員の選舉權を有しない者（選舉に關する犯罪に因り刑に處せられた者を除く）は、當分の間、この法律の規定にかかわらず、參議院議員の選舉權を有する。

皇族及び華族の戸主は、當分の間、この法律の規定にかかわらず、選舉權を有する。

前二項の者について必要な選舉人名簿に關しては、命令でこれを定める。

第三條 在職の行政裁判所長官及び行政裁判所評定官は、日本國憲法施行までの間、この法律

の規定にかかわらず、被選舉權を有しない。

第四條 第十四條中「參議院」とあるのは、參議院が成立するに至るまでの間は、「貴族院」と読み替えるものとする。

第五條 第七十三條及び第七十四條の規定による訴訟に關する通知は、地方選出議員の選舉については、第七十五條の規定にかかわらず、當分の間、内務大臣及び關係都道府縣の長を経て都議會議員選舉管理委員會又は關係のある道府縣會議員選舉管理委員會に、これをしなければならぬ。

地方選出議員の選舉については、第七十三條の規定による選舉の效力に關する訴訟及び同條の規定による當選の效力に關する訴訟で第五十六條第一項但書の得票に達したとの理由、第五十六條第八項若しくは第五十七條の規定は該當しないとの理由又は第五十八條第六項の決定が違法であるとの理由で出訴するものは、當分の間、第七十三條の規定にかかわらず、都議會議員選舉管理委員會又は關係のある道府縣會議員選舉管理委員會の委員長を被告としなければならぬ。

第七十四條第一項中「東京高等裁判所」とあるのは、日本國憲法施行までの間は、「大審院」と読み替えるものとする。

第六條 第七十八條第二項の規定による支出責任者及びその職務を代行する者に關する届出は、地方選出議員の議員候補者については、當分の間、同項の規定にかかわらず、都議會議員選舉管理委員會又は道府縣會議員選舉管理委員會に、これをしなければならぬ。

第七條 第八十七條の規定による當選人又は選舉運動を總括主宰した者が刑に處せられたとき
の通知は、當分の間、同條の規定にかかわらず、内務大臣及び關係都道府縣の長を経て都議
會議員選舉管理委員會又は關係のある道府縣會議員選舉管理委員會に、これをしなければな
らない。

第八條 衆議院議員の選舉に關する罰則の準用については、第六條に掲げる者は、當分の間、
これを吏員とみなす。

第九條 戶籍法の適用を受けない者の選舉權及び被選舉權は、當分の間、これを停止する。

第十條 この法律により初て行ふ參議院議員の通常選舉は、詔書を以て定める日に、任期六年
の議員の選舉と任期三年の議員の選舉を、一の選舉をもつて合併して、これを行ふ。

この法律により初めて行ふ參議院議員の通常選舉については、第六十一條中「十日以内」
とあるのは、「五日以内」と読み替えるものとする。

第十一條 この法律により初めて行ふ參議院議員の通常選舉については、第五十五條第二項及
び第五十六條第一項但書並びに第七十九條第一項第一號及び第二號中「通常選舉における當
該選舉區内の議員の定數」とあるのは「當該選舉區内の議員の定數」、第六十六條及び第六
十七條但書並びに第七十九條第一項第一號及び第二號中「通常選舉における議員の定數」と
あるのは「議員の定數」と読み替えるものとする。

第十二條 第一期の參議院議員については、その通常選舉が日本國憲法施行の日前に行われた
ときは、その選舉において選舉された者は、日本國憲法施行の日から議員となり、その任期

は、その日からこれを起算するものとし、その通常選舉が日本國憲法施行の日以後に行われ
たときは、その任期は、通常選舉の日からこれを起算するものとする。

別表

選舉區	議員數	選舉區	議員數	選舉區	議員數
東京都	八人	京都府	四人	大阪府	六人
神奈川縣	四人	兵庫縣	六人	長崎縣	二人
新潟縣	四人	埼玉縣	四人	群馬縣	四人
千葉縣	四人	茨城縣	四人	栃木縣	四人
奈良縣	二人	三重縣	二人	愛知縣	六人
静岡縣	四人	山梨縣	二人	滋賀縣	二人
岐阜縣	二人	長野縣	四人	宮城縣	二人
福島縣	四人	岩手縣	二人	青森縣	二人
山形縣	二人	秋田縣	二人	福井縣	二人
石川縣	二人	富山縣	二人	鳥取縣	二人
島根縣	二人	岡山縣	四人	廣島縣	四人
山口縣	二人	和歌山縣	二人	德島縣	二人
香川縣	二人	愛媛縣	二人	高知縣	二人
福岡縣	六人	大分縣	二人	佐賀縣	二人

進駐軍關係
略語解

熊本縣
北海道

四人
八人

宮崎縣

二人

鹿兒島縣

四人

BCOF British Commonwealth Occupation Force 英國進駐軍
BUP British United Press 英國通信社
Cav. Cavalry 騎兵
CBLO Central Bureau of Liaison Office 終戦連絡中央事務局
CCD Civil Censorship Department 民間検閲部
CDN Chicago Daily News 紙
CIC Commander-in-Chief 總司令官
CIC Counter Intelligence Corps で諜報対策班
CIE Civil Information and Education Section 民間情報教育部
CIO Congress of Industrial Organizations 産業別組合會議
 Philip Murray 黨首として居り會員六百萬
CIS Counter Intelligence Section 諜報対策部
CMA Committee on Military affairs 軍事委員會
CWA Classification and Wage Administration 分類給與局、
 進駐軍が使用する日本人の夫等に対する給與等を司る
DDT Dischlor Disoeniele Trichlorethane 殺虫劑
Dist. District 地區
Dept. Department 部、省
DM Daily Mail 紙
DN Daily News 紙
ESS Economic and Science Section 經濟科學部
FAC Federal Atomic Commission 米國連邦原子エネルギー
 管理委員會
GHQ General Headquarters 總司令部
GI Government Issue (Soldier) 兵士
GPU ゲーペーウー即ちソ連の政治警察
IAS Information and Administration Section 情報民政部

ABC American Broadcasting Corporation 米國放送會社
ABC Atomic Bomb Commission 原子爆彈調査委員會 **ABM**
 Atomic Bomb Mission と云ふのもある
AC Atlantic Charter 大西洋憲章
ACC Allied Control Council 連合國管理理事會、日本の
 The Allied Control Council in Japan 日本管理理事會、
 ドイツのは The Allied Control Council in Germany で
 ある
AFEC The Allied Far Eastern Commission 極東委員會、
 主として日本管理問題を協議する連合國機構、A を略して **F**
EC と云ふ場合が多い
AFL American Federation of Labor 労働總同盟、William
 Green を會長とする労働團體で會員は約七百萬
AFPA Allied Forces in the Pacific 太平洋方面聯合軍
ANETA 和蘭のアネタ通信社
ANS Army News Service 米國陸軍が入手して提供する news
 service. The Stars & Stripes (星條旗) 紙によく見られる
AOF American Occupation Force 米國進駐軍
AP Associated Press 米通信社名
ARC American Red Cross 米國赤十字社
ASCAP American Society of Composers, Authors and
 Publishers 米國作曲家著者出版業協會
ASCOM-C Army Service Command for Tokyo-Yokohama
 Com は Command の略字 C は東京横濱で第八軍の管轄を
 意味する
ASCOM-O は名古屋地區陸軍補給施設司令部である最後の O
 は名古屋を指し第六軍の管轄を意味する
BATT, BATN, BN いづれも battalion, 大隊

PSS Pacific Stars and Stripes 星條旗太平洋版
PX Post Exchange 酒保
Reuters ロイター通信社
RTO Railway Transportation Office 鐵道運輸事務所
SCAP Supreme Commander for the Allied in the Pacific
 太平洋連合軍總司令官
SIU Seafarer's International Union 國際海員組合
SP Shore Patrol 海軍巡察兵
UNA United Nations Assembly 國際連合總會
UNC United Nations Charter 國際連合憲章
UNE SCO United Nations Educational, Scientific and
 Cultural Organization 聯合國教育、科學文化連盟
UNO United Nations Organization 國際連合
UNS Universal News Service 米國通信社名
UNWCC United Nations War Crimes Commission 聯合國
 戰爭犯罪調查委員會
UP United Press 米國通信社名
USA United States of America アメリカ合衆國
USIS United States Information Service 米國通信
USM United States Marine 米國海兵
USSR Union of Soviet Socialist Republics ソ連
V-Day Victory Day 勝利の日
WAC (Wac.) Women's Army Corps 米國婦人兵士
WD War Department 陸軍省
WRC War Reparations Committee 戰爭賠償委員會
WTUC World Trade Union Congress 國際勞働團體會議
WVTR 進駐軍の放送局呼出し符號 (東京横濱地區)
WVTQ 同じく大阪地區

IFTU International Federation of Trade Unions 國際勞働
 團體連盟
INS International News Service 米國通信社名
IPR Institute of Pacific Relations 太平洋問題調查會
JLS Japanese Liaison Section 日本連絡部
JRS Japanese Reparations Section 日本賠償部
JRS Japanese Repatriation Section 日本人日本將兵の引揚を
 取扱ふ部門
LP Labor Party 勞働黨
LS Labor Section 勞務部
MBS Mutual Broadcasting System 米國放送會社名
MP Military Police 憲兵
MPH mile per hour 時速何哩といふこと
NBC National Broadcasting Corporation 米國放送會社の名
ND Navy Department 海軍省
NHT New York Herald Tribune 紙
No parking 駐車禁止
NRS Natural Resources Section 天然資源部
NTMJ Navy Technical Mission to Japan 日本派遣海軍技
 術團
NYT New York Times 紙
OC Office of Censorship 檢閲局
off-limits 立入り禁止
PC Press Censorship 新聞檢閲
PCS Postal Censorship Station 郵便物檢閲所
PM PM 紙
PRO Public Relations Office 涉外局
Provost Marshal 憲兵司令部

9515

昭和二十二年十月二十日印刷
昭和二十二年十一月十日發行



定價 五十圓

編輯者 時事通信社政治部


發行者 北島宗人

印刷者 小坂孟

發行所 新文藝社

電話銀座三五九一・一四〇〇




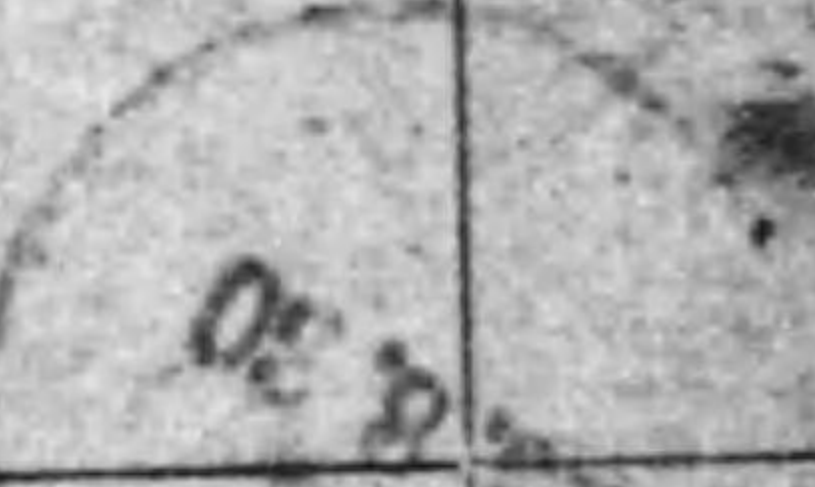
















印刷・大日本印刷株式會社



310.3
J49

年 81.11 月

日 635

中華民國二十九年五月拾七日

閱覽濟

